

委 託 業 務 仕 様 書 一 覧

1	生涯学習施設清掃及び環境衛生業務	1
2	生涯学習施設植栽（さつき剪定・草取り）業務	2 4
3	生涯学習施設放送設備保守点検業務	2 6
4	生涯学習施設エレベーター保守点検業務	2 9
5	生涯学習施設機械警備業務	3 3
6	生涯学習施設受変電設備保守点検業務	3 4
7	生涯学習施設自動ドア保守点検業務	3 5
8	生涯学習施設消防設備保守点検業務	3 6
9	生涯学習施設防火対象物保守点検業務	3 6
10	生涯学習施設浄化槽維持管理業務	3 7
11	生涯学習施設電話設備保守点検業務	3 9
12	生涯学習施設浄化槽放流水水質検査業務	4 0
13	総合文化会館舞台吊物保守点検業務	4 1
14	総合文化会館舞台照明保守点検業務	4 3
15	総合文化会館舞台設備操作業務	4 5
16	総合文化会館音響設備保守点検業務	4 6
17	灯油地下タンク点検業務	4 8
18	総合文化会館空調設備保守点検業務	4 9
19	総合文化会館大型移動展示壁保守点検業務	5 1
20	夜間照明施設（北郷中学校）単独浄化槽保守点検業務	5 2
21	総合文化会館ピアノ調律業務	5 3
22	図書館コンピューター保守点検業務	5 4
23	総合運動施設緑地管理業務（樹木等）	5 6
24	総合運動施設緑地管理業務（芝生等）	5 7
25	総合運動施設周辺清掃業務	5 8
26	総合体育館アリーナ照明操作盤設備保守点検業務	5 9
27	総合体育館ファン（送風機）ユニット保守点検業務	6 0
28	総合体育館体育機器保守点検業務	6 1
29	総合体育館エアコン保守点検業務	6 2
30	小山球場スコアボード保守点検業務	6 4
31	夜間照明施設電気設備保守点検業務（3施設）	6 5
32	特殊建築物定期検査業務	6 6
33	建築設備定期検査業務	6 6

仕 様 書

1. 事業名 小山町生涯学習センター清掃及び環境衛生管理業務委託
2. 施行場所 小山町阿多野地内 総合文化会館 総合体育館
3. 仕 様 日常清掃（休館日を除く毎日・年間）
総合文化会館（別紙1参照）、環境衛生管理（別紙2参照）、
総合体育館（別紙3参照）
4. 施行期間 4月1日 ～ 3月31日

総合文化会館清掃業務仕様書

第1章 総 則

1 目 的

建物、設備の機能を合理的かつ最高度に発揮させ、建物全体を常に最適な環境状態に保つとともに適切な保守管理を行うことによって建物の存続期間を増加させるものとする。

2 委託場所

小山町阿多野 1 3 0 番地 小山町総合文化会館

3 用語の意義

この仕様における用語の意義は次のとおりとする。

ア 「甲」とは、委託者をいい、「乙」とは受託者をいう。

イ 「主任」とは、乙に所属する職員でそれぞれの業務から乙が選定した者をいう。

ウ 「休日」とは、月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に定める休日に当たる時は翌日）及び12月27日から1月5日までの日をいう。

4 指示事項

- (1) この仕様は、管理業務の概要を示すものであるから、この仕様書に定めのない事項又は疑義ある事項であっても甲が建物管理及び業務運営上必要と認めた作業は甲、乙協議し実施するものとする。ただし、乙の負担過重にならない範囲の事項については、乙は甲の指示に従い好意的にこれを処理するものとする。
- (2) 乙は、契約締結後速やかに従事者の履歴書の写しを提出して承認を受けなければならない。従事者に異動があった場合も同様とする。
- (3) 乙の選定した主任は、常に従事者の監督に当たるとともに甲と緊密な連絡をとらなければならない。
- (4) 乙及び従事者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も又同様とする。
- (5) 乙は、甲が備えつけてある各種報告用紙類によって所定の記録及び報告を甲にしなければならない。

5 業務時間等

業務時間等については、特定の定めのない限り次のとおりとする。

- (1) 業務時間は8時30分から17時00分までとする。
- (2) 休憩時間は12時から13時までと15時から15時30分までとする。
- (3) 休日は特別の定めのない限り業務はないものとする。

6 従事者の服務指導

- (1) 乙は、従事者に対し甲が承認した服務及び名札を着用させなければならない。
- (2) 乙は、従事者を担当業務に精通させるとともに常に規律を守り品位を保ち明朗親切に業務を遂行するよう指導監督しなければならない。
- (3) 乙は、従事者に作業に当たり甲の業務に支障のないよう充分注意させるとともに作業上での衛生及び火気取締りを厳重に行わせなければならない。
- (4) 乙は、従事者が建物、備品その他の破損箇所を発見したときは直ちに報告し指示を受けなければならない。
- (5) 乙は、建物の防火管理については甲の定める消防計画に従わなければならない。
- (6) 乙は、建物又は付近に火災その他事故が発生したときは直ちに関係者に連絡して臨機に措置をとらなければならない。

- (7) 乙は、従事者に言動に注意させ、職員及び来館者と摩擦を生じさせないようにしなければならない。

7 主任の職務

- (1) 甲及び乙の従事者間における意志の伝達を行うと共に総合的な企画及び統括を図らなければならない。
- (2) 甲より指示のあったときは直ちに必要な措置をとらなければならない。

8 経費の負担区分

- (1) 甲が負担する経費は次の通りとする。
- ア 作業に必要な電力及び水道料金
 - イ トイレトーパー水石鹸、ゴミ袋等
 - ウ 作業員の控室と付属設備、ロッカー
- (2) 乙が負担する経費は次の通りとする。
- ア 清掃作業に必要な機械器具材料・消耗品等
 - イ 従事者の服装等

9 賠償

- (1) 乙は、管理業務に当たり建物、備品その他に対し損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。
- (2) 従事者の職務怠慢、不注意による事故に対しては、乙の責任とする。

10 疑義

この仕様書に疑義のあるときは甲乙協議してその都度解決するものとする。

第2章 清掃業務

1 任務

建物の美観を永年にわたり維持できるように立体的な清掃を行うことを主な任務とする。従事者は常に計画的に作業を行うと共に清掃効果を充分発揮するよう心がけなければならない。

2 従事者の構成

- (1) 清掃対象面積を勘案し業務に支障のないよう必要人数を常駐させるものとする。
- (2) 前号の中より業務を指導監督するための主任を置く。

3 業務内容

- (1) 清掃は、日常清掃、定期清掃及び建築物環境衛生業務とする。
- (2) 日常清掃
- ア 休日及び甲の指定する日を除き毎日清掃するものとする。
 - イ 作業時間は原則として勤務時間中とするが、甲の業務に支障のないよう注意しなければならない。
 - ウ 汚れのひどいところは常に見廻り随時必要な清掃をして清潔な状態にしておかなければならない。
- (3) 定期清掃
- ア 作業は休館日及び設備点検日とする。
 - イ 作業回数はすべて標準的なものであり使用度数、汚損の度合等により回数を増減し全体として平均回数を保つようにすることもある。
- (4) その他
- 上記作業に当たり体育施設、文化施設双方の作業員は関係を密にし、一致協力して業務を遂行すること。

総合文化会館清掃基準書

現 場 名	作 業 内 容		日													常 清 掃					定期 清掃	
			床 除塵清掃	床 水拭き清掃	ドア 拭き掃除	手すり 拭き掃除	マット 清掃	机・卓拭き掃除	什器備品清掃	灰皿・屑簍清掃	衛生陶器清掃	汚物処理	紙・水石鹸補充	洗面台清掃	鏡磨き	流し台清掃	茶殻入れ等清掃	窓枠・棧清掃	ゴミ拾い清掃	カーペット清掃		塵芥搬出
小山町総合文化会館	作業箇所	面積㎡	材 質																			
	☆B1F																					
	空調機械室1	218.66	エポキシ	▲		▲																
	空調機械室2	170.98	エポキシ	▲		▲																
	ポンプ室	18.15	エポキシ	▲		▲																
	変電室	57.29	エポキシ	▲		▲																
	発電機室	25.13	エポキシ	▲		▲																
	B階段	31.74	塩ビ	▲	▲		▲															
	廊下	8.95	長尺シート	▲	▲																	
	☆1F																					
図書室	645.63	タイルカーペット			▲				○	○	○							▲		○		
返却ボックス室	8.08	長尺シート	△	△	▲																	
お話コーナー	39.19	タイルカーペット			▲			○	○									▲		○		
図書事務室	128.89	長尺シート	○	○	▲						○							▲				
閉架書庫	60.58	長尺シート	○	○	▲																	
BM車庫	60.66	エポキシ	▲		▲																	
風除室	20.35	磁器タイル	○	○	○	○	○	○										▲				
エントランスホール	230.35	タイルカーペット			○	○				○								▲		○		
談話ロビー	262.43	タイルカーペット				○			○	○								▲		○		
				所定箇所へ搬出を行う																		

○日常清掃 △週1回 ●使用前後 ▲適時

総合文化会館清掃基準書

現場名	作業内容		日常清掃													定期清掃								
	作業箇所	面積㎡	材質	床除塵清掃	床水拭き清掃	ドア拭き掃除	手すり拭き掃除	マット清掃	机・卓拭き掃除	什器備品清掃	灰皿・屑籠清掃	衛生陶器清掃	汚物処理	紙・水石鹸補充	洗面台清掃	鏡磨き	流し台清掃	茶殻入れ等清掃	窓枠・棧清掃	ゴミ拾い清掃	カーペット清掃	塵芥搬出		
小山町総合文化会館	廊下	122.88	長尺シート	▲	▲														▲				塵芥搬出	
	ホワイエ(多目的用)	140.81	タイルカーペット						○	○											○		所定箇所へ搬出を行う	
	廊下	57.85	長尺シート	▲	▲																			
	A階段	3.95	タイルカーペット				○														○			
	E1機械室	22.34	エポキシ	▲		▲																		
	展示室	75.12	タイルカーペット			▲			●												○			
	収蔵庫	32.22	長尺シート	▲		▲														▲			年1回実施	
	管理事務室	117.22	長尺シート	○	○	▲					○												年1回実施	
	印刷室(更衣)	21.42	長尺シート	○	○	▲						○								▲			年1回実施	
	応接室	28.56	カーペット			▲			○	○										▲		○		
	廊下	7.14	カーペット																		○			
	児童集会・遊戯室	217.42	タイルカーペット	▲		▲														▲		○		
	倉庫E	30.12	塩ビタイル	▲		▲																		
	B階段	32.73	長尺シート	▲	▲		○																年1回実施	
	男女トイレ	45.12	長尺シート	○	○	▲						○	○	○	○	○				▲				年1回実施
	男女トイレ	38.65	長尺シート	○	○	▲						○	○	○	○	○				▲				年1回実施
多目的ホール	437.17	フローリングブロック	●	●	▲														▲				年1回実施	
倉庫C・D	23.56	ビニールタイル	▲		▲																		年1回実施	

○日常清掃 △週1回 ●使用前後 ▲適時

総合文化会館清掃基準書

現 場 名	作 業 内 容		日 常 清 掃														掃	定期 清掃						
	作業箇所	面積㎡	材 質	床 除塵清掃	床 水拭き清掃	ドア 拭き掃除	手すり 拭き掃除	マット 清掃	机・卓拭き掃除	什器備品清掃	灰皿・屑籠清掃	衛生陶器清掃	汚物処理	紙・水石鹸補充	洗面台清掃	鏡磨き			流し台清掃	茶殻入れ等清掃	窓枠・桟清掃	ゴミ拾い清掃	カーペット清掃	塵芥搬出
小山町総合文化会館	準備室兼控え室	18.52	長尺シート	▲	▲	▲																	塵芥搬出	
	ホワイエ	377.51	タイルカーペット						○	○										▲		○		
	TELコーナー	5.09	タイルカーペット						○	○											○			
	自販機コーナー	5.09	タイルカーペット						○	○											○			
	前室(大ホール)	25.82	タイルカーペット																				所定箇所へ搬出を行う	
	男女トイレ(Ⅱ)	148.45	長尺シート	○	○	▲					○	○	○	○	○	○	○	○		▲				
	客席	564.90	タイルカーペット	●	●		●														●			
	舞台	723.38	フローリング	●																				
	鳥屋	25.82	長尺シート	○	○	▲							○	○	○	○	○			▲			年1回実施	
	倉庫AB	42.29	ビニールタイル	▲		▲																		
	大道具庫	111.21	ビニールタイル	▲	▲	▲																		
	主催者事務室	13.50	長尺シート	●	●	●				●	●									▲			年1回実施	
	楽屋通路	88.54	長尺シート	▲	▲																		年1回実施	
	リハーサル室	102.44	フローリング	●	●	●	●	●		●	●						●			▲			年1回実施	
楽屋A・B	82.28	長尺シート	●	●	●				●	●				●	●	●			▲			年1回実施		
男女トイレ	19.43	長尺シート	○	○	▲						○	○	○	○	○	○			▲			年1回実施		
シャワー室	5.67	長尺シート	▲	▲	▲										▲	▲	▲					年1回実施		
駐車場・外回り											○										○			

○日常清掃 △週1回 ●使用前後 ▲適時

総合文化会館清掃基準書

現 場 名	作 業 内 容		日 常 清 掃														定 期 清 掃							
	作業箇所	面積㎡	材 質	床 除塵清掃	床 水拭き清掃	ドア 拭き掃除	手すり 拭き掃除	マット 清掃	机・卓拭き掃除	什器備品清掃	灰皿・屑籠清掃	衛生陶器清掃	汚物処理	紙・水石鹸補充	洗面台清掃	鏡磨き	流し台清掃	茶殻入れ等清掃	窓枠・棧清掃	ゴミ拾い清掃	カーペット清掃	塵芥搬出		
小山町総合文化会館	☆2F																						床面洗浄 ワックス塗布	
	相談室	32.94	カーペット	▲		▲			▲	▲										▲		▲		
	娯楽談話室	52.74	タタミ	▲		▲			▲	▲										▲				
	集会室	144.37	長尺シート	▲	▲	▲			▲	▲										▲			年1回実施	
	和室	111.46	タタミ	▲		▲			▲	▲										▲				
	水室	11.74	タタミ	▲		▲			▲	▲										▲				
	美術工芸室	23.16	長尺シート	▲	▲	▲			▲	▲								▲		▲			年1回実施	
	美術工芸準備室	14.52	長尺シート	▲	▲	▲			▲	▲								▲		▲			年1回実施	
	調理実習室	93.16	長尺シート	▲	▲	▲			▲	▲								▲		▲			年1回実施	
	調理実習準備室	13.04	長尺シート	▲	▲	▲			▲	▲								▲		▲			年1回実施	
	会議室	115.49	長尺シート	▲	▲	▲			▲	▲										▲			年1回実施	
	倉庫F・G	53.03	長尺シート・塩ビタイル	▲		▲																	年1回実施	
	B階段	32.73	長尺シート	▲	▲		○																年1回実施	
	視聴覚室	122.1	ニートランパンチ			▲				▲	▲									▲		▲		年1回実施
	映写室	23.18	ニートランパンチ			▲				▲	▲									▲		▲		年1回実施
EVホール	99.13	長尺シート	○	○															▲				年1回実施	
小会議室	57.99	長尺シート	○	○															▲				年1回実施	
湯沸室	9.83	長尺シート	○	○							○							○	○				年1回実施	

所定箇所へ搬出を行う

○日常清掃 △週1回 ●使用前後 ▲適時

総合文化会館 基準清掃

現 場 名	作 業 内 容		日 常 清 掃												掃	定期清掃							
	作業箇所	面積㎡	材 質	床 除塵清掃	床 水拭き清掃	ドア 拭き掃除	手すり 拭き掃除	マット 清掃	机・卓拭き掃除	什器備品清掃	灰皿・屑簍清掃	衛生陶器清掃	汚物処理	紙・水石 蝕補充			洗面台清掃	鏡磨き	流し台清掃	茶殻入れ等清掃	窓枠・棧清掃	ゴミ拾い清掃	カーペット清掃
小山町総合文化会館	男女トイレ	46.36	長尺シート	○	○							○	○	○	○	○	○		▲				年1回実施
	廊下	103.15	長尺シート	○	○														▲				年1回実施
	ホワイエ	137.3	タイルカーペット	○		○	○													▲	○		
	母子室	27.51	長尺シート	●	●	●	●			●												●	年1回実施
	客席	180.16	カーペットPタイル	●	●	●	●																
	調光機械室	39.3	エポキシ	●	●	●																	
	調光室	16.27	パンチカーペット			●															●		
	音響室	36.74	パンチカーペット			●															●		
	EF階段	86.66	モルタル																		●		
	G階段	10.68	モルタル																		●		
	☆3F																						
	映写室	34.91	パンチカーペット			●																●	
	G階段	17.08	モルタル																			●	
	EF階段	127.61	モルタル																			●	
☆その他																							
調理実習室																							
グリストラップ		7基																				年1回実施	

総合文化会館清掃基準書

現場名	作業内容		作業箇所	面積㎡	材質	日													常					清					定期清掃			
	作													業					日					掃								
小山町総合文化会館					飛散防止フィルム	床	除塵清掃																				床面洗浄 ワックス塗布	年1回実施				
						床	水拭き清掃																									
						ドア	拭き掃除																									
						手すり	拭き掃除																									
						マット	清掃																									
						机・卓	拭き掃除																									
						什器備品	清掃																									
						灰皿・屑簍	清掃																									
						衛生陶器	清掃																									
						汚物処理																										
						紙・水石	敷補充																									
						洗面台	清掃																									
						鏡磨き																										
						流し台	清掃																									
						茶殻入れ等	清掃																									
						窓枠・棧	清掃																									
						ゴミ拾い	清掃																									
						カーペット	清掃																									
塵芥搬出																																

小山町総合文化会館建築物環境衛生管理業務仕様書

小山町総合文化会館における建築物環境衛生管理業務委託の仕様は次のとおりとする。

委 託 項 目

1. 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「法律」という。)に基づく建築物環境衛生管理技術者の委託
2. 法律に基づく空気環境測定業務
3. 法律に基づく貯水槽(上水道)清掃業務
4. 法律に基づく飲料水水質検査業務
5. 法律に基づく鼠及び害虫駆除業務

委 託 内 容

1. 建築物環境衛生管理技術者の委託
法律第7条の規定に基づく建築物環境衛生管理技術者1名(非常勤)
2. 空気環境測定業務
実施内容 法律施行令第2条の規定に基づく空気環境測定
実施方法 法律第7条の規定に基づく建築物環境衛生管理技術者による
実施回数 年6回
実施個所 小山町総合文化会館 13ポイント(500㎡に1ポイント)
測定方法 法律施行規則第3条第1号の規定に基づき測定する
測定項目及び1日の測定回数

測定項目	測定機器	測定回数
遊 離 粉 塵 量	デジタル粉塵計	2
一酸化炭素含有率	真空管式探知器	2
炭酸ガス含有率	真空管式探知器	2
温 度	アスマン通風乾湿計	2
相 対 湿 度	アスマン通風乾湿計	2
気 流	微 風 速 計	2

* 測定機器の報告書は、法律の基準の範囲

3. 貯水槽(上水道)清掃 60m³ 受水槽 (年1回清掃)
4. 飲料水水質検査
実施内容 法律施行規則第4条に定める水質検査
実施回数 全項目検査1回(27項目)、省略検査1回(10項目)、合計2回
検査機関 公的機関による
5. 鼠及び害虫駆除
防鼠防虫薬剤散布及び点検(年2回)
防鼠薬剤 田辺製薬ナラマイシン乳剤
防虫薬剤 フェニトロチオン 5% DDV 2% 10倍希釈他
殺菌消毒 (年2回) 害虫駆除点検 (年10回)
6. 測定等業務実施報告
本仕様書に係る業務実施後は報告書を速やかに委託者に提出する。

総合体育館清掃業務仕様書

この仕様書は、清掃業務の概要を示すものである。従って、本仕様書とこれに付属する「清掃作業基準書」に記載されていない範囲であっても、現状の状況に応じ建物及び施設の清掃保全及び美観上必要な場合は、委託者（以下「甲」という。）の指示に従い受託者（以下「乙」という。）は契約金の範囲内で作業を実施するものとする。

1 目的

総合体育館は、すべての町民がスポーツに親しみ、健康体力づくりをはかる施設であると同時に、球技大会等「催し」やイベントの実施される施設でもある。したがって、清掃業務は、建物及び施設の環境と美観を快適な状態に保つとともに施設機能が最大限有効に活用できることを目的とする。

2 施設の名称及び所在地等

(1) 施設名	小山町総合体育館		
(2) 所在地	駿東郡小山町阿多野		
(3) 建築延床面積	1 階	2,587.4 m ²	2 階 976.3 m ²
	合 計	3,563.7 m ²	

3 業務基準

甲が委託する業務基準は、別紙「清掃作業基準」によるものとする。

4 業務の概要・区分

(1) 日常清掃

日常清掃は、床掃き・吸殻入れ・屑籠・茶殻の処理・ちり払い・便所・洗面所の清掃・手すりの拭き掃除・トイレットペーパー・水石鹸の補充等の作業を「清掃作業基準表」に基づき実施する。

(2) 定期清掃

定期清掃は、ワックス塗り・磨き・カーペットクリーニング・ガラス清掃・網戸、清掃・蛍光灯清掃・ブラインド清掃を「清掃作業基準」に基づき実施する。（網戸・蛍光灯・ブラインド清掃は別途見積）

(3) 清掃作業上の注意点

日常及び定期清掃の業務内容は定められたとおりであるが、事情により変更することができる。日常清掃においては、施設の特性を考慮し利用者の施設利用に支障をきたさない時間帯に業務員を配置するなど管理者とよく連携して実施する。定期清掃においては、甲の担当者と日程等を十分打合せの上実施する。

5 清掃作業員

日常清掃については本仕様書に基づき、業務に支障のないよう必要な人数を常駐させることとし、定期清掃については、本仕様書と「清掃作業基準表」に基づき必要な人員を配置する。特に日常清掃については、甲の担当者の指示により緊急に作業を完了する必要がある場合にも、これに充分対応できる体制をもった作業員数とする。

(1) 作業員の服装は、制服を着用し名札を付け常に清潔であること。

- (2) 勤務中は、公共施設であることをわきまえ、来館者に対し、親切丁寧な節度ある態度を取ることを。

6 清掃方法の基本

(1) 日常清掃

① フローリング

常に塵埃に注意し、スプレークリーナーを用いて清掃する。また、汚れの多い場所は適合洗剤で汚れを落とす。

② カーペットタイル

真空電気掃除機で吸塵し、しみ、汚れのある場合は適合洗剤で汚れを落とす。

③ 塩ビ系床材

イ 常に塵埃に注意し、自在帯にて掃き出し、ダストコントロール法を用いて細塵に至るまで除塵し、汚れを除去する。

ロ 階段部分は、自在帯・電気掃除機で除塵する。

ハ 汚れが目立つところは、スプレーバフ方式で清掃する。

④ 低 所

イ 扉・窓(共用部)・カウンター・棚等は、雑巾又はハタキ等で粉塵を払い空拭きし、汚れが目立つところは適合洗剤で拭き上げたのち水拭きをする。

ロ 巾木・手のとどく壁面・手摺り等は空拭きし、汚れの程度により適合洗剤で洗い落とす。

⑤ 高 所

イ 壁面・柱・サイン表示板等は、羽根ハタキ又はダストコントロール法で除塵し、汚れの程度により適合洗剤で洗い落とす。

ロ 天井等は、羽根ハタキで除塵する。

⑥ 便 所

イ 床面のゴミ・埃等を箒で取り除く。

ロ 便器・衛生陶器は、トイレットクリーナー等で洗浄する。

ハ 衛生綿等は、毎日所定の容器に集め処分する。

ニ 汚物容器は内容物を捨て、毎日クレゾール液で消毒する。

ホ 鏡は空拭きまたは、専用洗剤を使用し、清拭する。

ヘ トイレットペーパー等の消耗品の補充を随時行なう。

ト 低所壁面・仕切版の清掃を行なう。

チ 排水管等の金属類の磨きを行なう。

リ モップで床面を拭き上げる。

ヌ 上記を巡回清掃方式で実施する。

⑦ 湯 沸 室

イ 床面のゴミ・埃等を箒で取り除く。

ロ モップで床面を拭き上げる。

ハ 流し台・洗面台は、適合洗剤を使用して洗浄する。

ニ 茶殻等は、毎日集め搬出処分する。

⑧ 低 所 (手の届く範囲)

- イ 扉・窓・カウンター・棚・サイン表示板等は、雑巾又はハタキ等で除塵及び空拭きする。汚れが目立つ箇所は適合洗剤を使用する。
- ロ 幅木・手の届く壁面・手すり等は、清拭きする。汚れが目立つ箇所は適合洗剤で落とす。

⑨ 備 品 類

- イ 共用部分の備品は、日常科学雑巾等により空拭きし、汚れの程度により適合洗剤で洗い落とす。
- ロ 体育用・競技用器具等の備品類については、委託者の指示に従い、適合の洗剤を浸したタオルで拭き上げ、ほこり、汚れを取り除く。

⑩ マット類

- イ 正面入口1ヶ所及びその他の入口5ヶ所に防塵マットを配置し、1ヶ月に1度取り換えるものとする。
- ロ 据え付けマットについては、日常すみずみまで電気掃除機で吸塵する。

⑪ 灰皿・塵芥の処理

- イ 吸殻は、必ず不燃の専用容器に集め防火上万全の処置をしてから処分し、灰皿は水洗いの後、所定の位置に配置する。

⑫ 野外等の清掃

- イ 施設の外回りは、随時見回り清掃し、駐車場・歩道は降雨等汚れが甚だしい場合は、ブラシで洗浄する。
- ロ 側溝の塵芥の除去をする。

(2) 定期清掃

① フローリング (年2回)

- イ 自動洗浄機あるいは、床洗浄機等で床面の汚れを除去する。
- ロ 床面洗浄後、ワックス欠落部分に木床専用ワックス (ジョンソングレムス) を塗布し仕上げる。

② タイルカーペット (年1回)

- イ スチームクリーニング方式によりバキューム作業を行ない、前処理剤をスプレー後、高温スチーム (80℃) により洗浄し、強力バキュームによって洗浄廃水を吸回収するクリーニング作業を行なう。
- ロ 汚れの甚だしい場合は、シミ取り作業と再びスチーム洗浄を行なう。

③ ビニールシート (年1回)

- 椅子など移動可能な物は移動し、自在箒で、除塵し、中性洗剤にて表面洗浄をし水拭きをし、空拭き乾燥後、ワックス欠落部分に保護シールをする。

④ 金属部分

- ドア・把手・エレベーター内等の金属部分は定期的に磨き艶出しする。

(3) ガラス清掃 (年1回)

- 飛散防止フィルム塗布ガラスであり、特別な洗浄液で清拭しガラス用スクイジーで仕上げる。

7 費用負担

清掃作業に使用する清掃器具等の機械器具及び資機材は乙の負担とする。清掃作業に必要な水光熱及びトイレットペーパー、ゴミ袋、トイレ用消臭剤、水石鹼等は甲の負担とする。

8 業務実施

- (1) 乙は、あらかじめ業務実施計画書（週・月）を作成し甲に提出する。
- (2) 定期清掃を行なうときは、予定表を甲に提出し許可を受けた上で実施する。

9 勤務時間と休日

- (1) 勤務時間 午前8時30分～午後5時
- (2) 休日 休館日と年末年始（12月27日～1月5日）、臨時休館日、その他甲の指示による。

10 業務報告等

- (1) 乙は、業務実施結果の報告を兼ねた「業務日誌」を常備し、毎週必要事項を記入の上、甲に報告する。
- (2) 乙は、業務実施中に建物・施設の破損個所を発見したときは、直ちに甲に報告する。

11 その他

- (1) 受託者は、業務従事者に専用の被服を着用させ名札をつけさせ、被服は清潔に保つよう指導監督する。
- (2) 乙の業務実施中に発生した備品等の破損等は甲の責に任じないものは、全て受託者負担とする。
- (3) 上記作業にあたり体育施設、文化施設双方の作業員は関係を密にし、一致協力して業務を遂行すること。
- (4) 本仕様書に関し疑義が生じた時、及び本仕様書に記載のない事項については甲乙協議の上決定するものとする。

清掃基準書

現場名	作業内容		日常清掃												定期清掃							
			日												掃							
作業箇所	面積㎡	材質	床除塵・水拭き清掃	ドア拭き清掃	手摺拭き掃除	マット清掃	机・卓拭き掃除	什器・備品清掃	灰皿・屑簍清掃	衛生陶器清掃	汚物処理	及び石鹸補充	洗面台清掃	鏡磨き	流し台清掃	茶殻入れ等清掃	窓枠・棧清掃	ゴミ拾い清掃	カーペット清掃	床面洗浄・ワックス塗布	床面ワックス剥離清掃は必要に応じて行う。 カーペット部分はカーペットクリーニング(スチーム洗浄)とする。	
1階																						
アリーナ	1848.30	フローリング	○					▲													年2回実施	
器具庫	128.42	長尺シート	▲	▲																	年1回実施	
事務室	34.72	タイルカーペット	○	▲				▲	○									▲			年1回実施	
会議室	29.12	長尺シート	○	▲			▲	▲	○									▲			年1回実施	
ホール・ロビー	97.52	タイルカーペット					▲	▲	○									▲	○		年1回実施(カーペット)	
医務室	9.88	長尺シート	○	▲			○	○	○					○				▲			年1回実施	
通路	52.52	タイルカーペット	○		○																年1回実施	
身障者更衣室	14.00	長尺シート	▲	▲				▲	○												年1回実施	
放送室	8.14	長尺シート	○	▲			▲	▲	○									▲			年1回実施	
競技役員室	11.00	長尺シート	○	▲			▲	▲	○									▲			年1回実施	
風除室	15.08	コンクリート	○	○		○												○				
下足室	20.16	コンクリート	○																			
男子便所(事務)	6.84	長尺シート	○	▲					○	○	○	○	○	○				▲			年1回実施	
女子便所	6.84	長尺シート	○	▲					○	○	○	○	○	○				▲			年1回実施	

清掃基準書

現 場 名	作 業 内 容			日 常 掃 拭 基 準														定 期 清 掃		
				掃 拭 基 準																
				床除塵・水拭き清掃	ドア拭き清掃	手摺拭き掃除	マット清掃	机・卓拭き掃除	什器・備品清掃	灰皿・屑簍清掃	衛生陶器清掃	汚物処理	及び石鹼補充	洗面台清掃	鏡磨き	流し台清掃	茶殻入れ等清掃		窓枠・棧清掃	ゴミ拾い清掃
作業箇所				面積㎡	材 質															
1階																				
身障者便所				3.24	長尺シート	○	▲	○				○	○	○	○				年1回実施	
湯沸室				2.28	長尺シート	○			▲	○				○	○			年1回実施		
女子更衣				23.94	長尺シート	○	▲		▲	○				○			▲	年1回実施		
男子更衣室				23.94	長尺シート	○	▲		▲	○				○			▲	年1回実施		
女子便所				16.20	長尺シート	○	▲		▲	○			○	○			▲	年1回実施		
男子便所				16.20	長尺シート	○	▲		▲	○			○	○			▲	年1回実施		
女子手洗化粧室				11.96	長尺シート	○	▲		▲	○			○	○						
男子手洗化粧室				11.96	長尺シート	○	▲		▲	○			○	○						
競技者ホール				49.92	長尺シート	○			▲	○							▲			
同上階段				13.00	長尺シート	○		○										年1回実施		
ファンルーム				22.80	モルタル	○	▲											年1回実施		
シャワー室				12.32	磁器タイル	○	▲											年1回実施		
器具庫横階段				6.44	モルタル	○		○										年1回実施		

清掃基準書

現 場 名	作 業 内 容		日 常 清 掃												定 期 清 掃						
	作業箇所	面積㎡	材 質	床除塵・水拭き清掃	ドア拭き清掃	手摺拭き掃除	マット清掃	机・卓拭き掃除	什器・備品清掃	灰皿・屑簍清掃	衛生陶器清掃	汚物処理	及び石鹼補充	洗面台清掃	鏡磨き	流し台清掃	茶殻入れ等清掃	窓枠・棧清掃	ゴミ拾い清掃	カーペット清掃	床面洗浄・ワックス塗布
小山町総合体育館	2階、その他																				床面洗浄・ワックス塗布
	ジョギングコース	563.14		○		○															カーペット清掃
	トレーニング室	107.28		○	▲	○			▲	○											床面ワックス剥離清掃
	測定室	8.64	長尺シート	○	▲			▲	▲	○											は必要に応じて行う。
	相談室指導員室	9.36	長尺シート	○	▲			▲	▲	○											カーペット部分はカーペット
	男子便所	11.26	長尺シート	○	▲				▲	○	○	○	○	○	○	○					クリーニング(スチーム洗浄)
	女子便所	9.12	長尺シート	○	▲				▲	○	○	○	○	○	○	○					とする。
	身障者便所	2.72	長尺シート	○	▲	○			▲	○	○	○	○	○	○	○					
	通路	47.32	長尺シート	○		○															
	ロビー	17.00	長尺シート	○							○										
	観覧席	112.48	ハンズベストタイル	○		○															
	階段	15.08	タイルカーペット	○		○															
	休憩コーナー	31.20	フローリング	○							○										
	同上横便所	16.82	長尺シート	○	▲						○	○	○	○	○	○			▲		
	駐車場																			▲	
体育館外周																			▲		
ガラス		740.00																			年1回実施

○日常清掃 △週1回 ●使用前後 ▲適時

空気環境測定 仕様書

1. 業務委託する施設

総合文化会館

2. 業務内容

法令第2条の規定に基づき空気環境測定を行うこと。

3. 測定方法

法令施行規則第3条第1号の規定に基づき測定すること。

4. 実施回数

年に6回実施すること。

測定項目	測定機器	測定回数
遊離粉塵量	デジタル粉塵計	2回
一酸化炭素含有率	真空管式探知機	2回
炭酸ガス含有率	真空管式探知機	2回
温度	アスマン通風乾湿系	2回
相対湿度	アスマン通風乾湿系	2回
気流	微風速計	2回

水質検査業務 仕様書

1 実施内容

法律施行規則第4条に定める水質検査

2 施工場所

小山町総合文化会館

3 検査項目及び検査回数

検査項目及び検査回数は次表のとおりとする。また、検査については、水道法第20条の厚生労働大臣登録水質検査機関に依頼して行うこと。

区分	検査項目	検査回数
ビル管理法 28項目	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	1回/年
ビル管理法 11項目	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	1回/年

4 作業員の規律等

- (1) 作業員は受託者の定める被服を着用し胸部に社名及び氏名入りの名札を付けること。
- (2) 作業員は常に礼儀正しく、丁寧な言動をもって作業すること。
- (3) 作業員の安全衛生管理基準は労働関係法規に定める基準によること。

清掃タイムスケジュール

		8:30	10:30	11:00	12:00	13:00	16:30	
文化会館	A	図書事務室 開架書庫	1 F トイレ (男・女・障がい)	2 F トイレ (男・女・障がい)	その他室内	トイレ巡回 ペーパー補充 重点項目チェック		
	B	管理事務室	1 F 通路	2 F 通路 2 F 階段	その他室内			
	C	図書室	外回り 茶殻・吸殻処理 (体育館含む)	週 1 回業務 及び 運動施設周辺清掃 (週 3 回)				
	D	1 F アリーナ トイレ (男・女) シャワー室		1 F アリーナ 除塵				
体育館	E						1・2 F トイレ (男・女)	外構清掃

※10:30～11:00 12:00～13:00 休憩時間

8:30～16:30 1名

8:30～12:00 3名

13:00～16:30 1名

貯水槽清掃業務 仕様書

1 施工場所

小山町総合文化会館

2 委託項目

法律に基づく貯水槽（上水道）清掃業務

3 設備規模

貯水槽（上水道）清掃 60 m³（年1回清掃）

留意事項

- （1）作業は検査を受けた無菌者が行う。
- （2）作業衣及び使用器具は、貯水槽清掃専用のものとする。また、作業にあたっては作業が衛生的に行われるようにする。
- （3）タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- （4）清掃の周期は特記がなければ年1回とする。

清掃作業

- （1）水抜き後、送風機により槽内の換気をする。
- （2）槽内の沈殿物及び浮遊物質ならびに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は槽内の材質に応じ、適切な方法で行う。
- （3）洗浄に用いた水は、完全に槽外に排除するとともに、槽周辺の清掃を行う。
- （4）清掃終了後、水道引込管等の停滞水や管内のもらい錆等が槽内に流入しないようにする。

消毒

- （1）清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上槽内の消毒を行う。
- （2）消毒薬は、有効塩素10～50 mg/L濃度の次亜鉛素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- （3）消毒は、槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒液を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- （4）消毒に用いた排水は、完全に槽外に排除する。
- （5）消毒終了後は、槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

水張り

消毒後の水洗い及び槽内への上水注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。

水質検査及び残留塩素の測定

槽内の水張り終了後、給水栓及び槽内における水について、次表のとおり残留塩素の測定を行う。

項目	基準	検査又は測定方法
色度 濁度 臭気 味	5度以下 2度以下 異常でないこと（ただし、消毒によるものを除く） 異常でないこと（ただし、消毒によるものを除く）	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2 mg/L以上、結合残留塩素の場合は1.5 mg/L以上	原則としてDPD法

害虫駆除 仕様書

1 施設の名称及び所在地等

施設名	所在地
小山町総合文化会館	静岡県駿東郡小山町阿多野 1 3 0

2 業務内容

対象施設内を対象に下記指定（厚生労働省認可の医薬品または医薬部外品）の薬剤を使用し専有部及び共用部に散布することとする。

残留噴霧法：ピレスロイド ベルミトール水性乳剤

毒餌法：クマリン系殺鼠剤

捕獲方法：粘着シートトラップ

3 作業回数

年2回（7月、1月）

4 作業員

本仕様書に基づき必要な人員で行うこと。また、作業員については、以下に留意し作業を行うものとする。

（1）勤務中は、公共施設であることをわきまえ、来館者に対し、親切丁寧な節度ある態度を取ることを。

5 費用負担

作業に使用する器具・薬剤等の資機材は受託者の負担とする。

6 業務実施

作業を行なう際は、予定月の前月までに予定表を委託者に提出し許可を受けた上で実施するものとする。

7 その他

（1）受託者の業務実施中に発生した備品等の破損等は委託者の責に任じないものは、全て受託者負担とする。

（2）本仕様書に関し疑義が生じた時、及び本仕様書に記載のない事項については協議の上決定するものとする。

ガラス清掃 仕様書

1 施設の名称及び所在地等

施設名	所在地
小山町総合文化会館	静岡県駿東郡小山町阿多野 1 3 0
小山町総合体育館	静岡県駿東郡小山町阿多野 1 2 5

2 業務内容

専用洗剤をガラス面に塗布後、汚水を専用スクイジーで回収する。なお、本施設のガラスには、飛散防止フィルムが施してあるため、フィルム面を損傷させないよう細心の注意を払うこと。

3 清掃作業員

本仕様書に基づき必要な人員を配置する。また、作業員については、以下に留意し作業を行うものとする。

- (1) 作業員の服装は、制服を着用し名札を付け常に清潔であること。
- (2) 勤務中は、公共施設であることをわきまえ、来館者に対し、親切丁寧な節度ある態度を取ることを。

4 費用負担

清掃作業に使用する清掃器具等の機械器具及び資機材は受託者の負担とする。なお、清掃作業に必要な水光熱等は受託者の負担とする。

5 業務実施

定期清掃を行なう際は、予定月の前月までに予定表を委託者に提出し許可を受けた上で実施するものとする。

6 業務報告書

受託者は、業務終了後速やかに業務報告書を提出するものとする。また、業務実施中に建物・施設の破損箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告する。

7 その他

- (1) 受託者は、業務従事者に専用の被服を着用させ名札をつけさせ、被服は清潔に保つよう指導監督する。
- (2) 受託者の業務実施中に発生した備品等の破損等は甲の責に任じないものは、全て受託者負担とする。
- (3) 本仕様書に関し疑義が生じた時、及び本仕様書に記載のない事項については協議の上決定するものとする。

仕 様 書

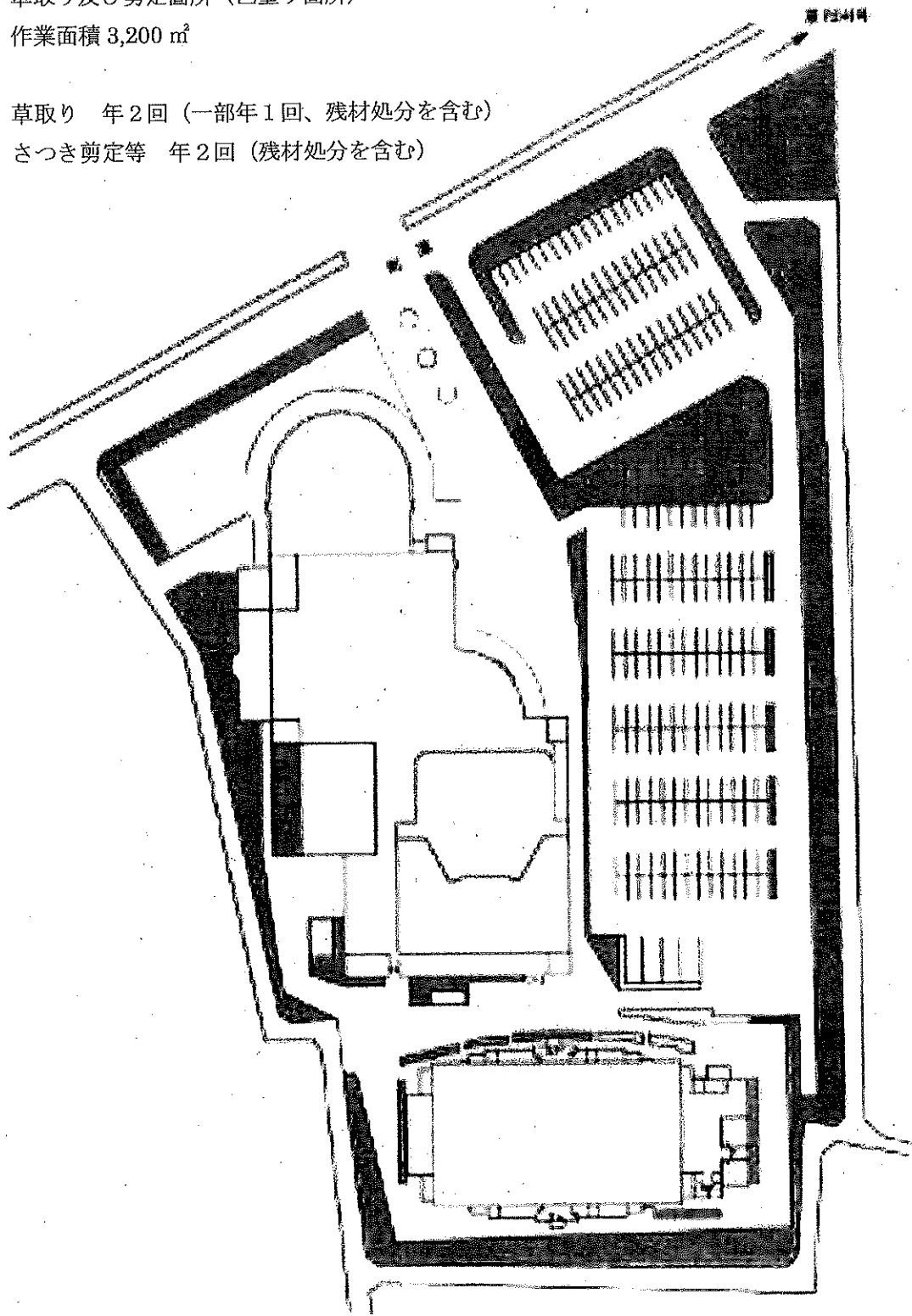
1. 事業名 生涯学習センター構内草取り、さつき剪定業務委託
2. 施工場所 小山町阿多野地内
3. 仕 様 委託作業面積 3, 200 m² (詳細図、別紙のとおり)
草取り 年2回 (一部年1回、残材処分を含む)
さつき剪定等 年2回 (残材処分を含む)

草取り及び剪定箇所（色塗り箇所）

作業面積 3,200 m²

草取り 年2回（一部年1回、残材処分を含む）

さつき剪定等 年2回（残材処分を含む）



放送設備等保守点検業務 仕様書

小山町総合文化会館、総合体育館における放送設備等保守点検業務の仕様は次のとおりとする。

1 事業名 生涯学習センター放送設備等保守点検業務委託

2 施行場所 小山町阿多野地内 総合文化会館、総合体育館

3 委託項目

- (1) 非常用放送設備保守点検業務
- (2) 業務用放送設備等保守点検業務
- (3) 電気時計設備保守点検業務
- (4) 監視カメラ設備保守点検業務

4 委託内容

- (1) 契約期間中はチェックリストに基づき機器・装置の点検整備を行い常に正常な機能を発揮できるよう運転調整を行う。
- (2) 定期点検は年2回とする。(実施日は双方日程調整のうえ決定した日とする。)
- (3) 定期点検の他に万一故障その他必要のある場合は甲の申し出により早急に臨時整備を行う。
- (4) 定期保守に要する材料費は乙の負担とする。但し、次に掲げる費用は甲が負担し乙に支払う。
 - ①甲の都合により行う工事又は模様替えの為の設備の移設、或は回収を必要とするもの。
 - ②設備の破損もしくは老朽化による機器の更新交換の必要を生じた場合で甲が承認したもの。

5 点検報告の実施

乙は保守点検業務終了後、速やかに報告書を作成し甲へ提出すること。

保守点検対象機器一覧

〔総合文化会館放送設備対象機器〕

A 非常用放送設備保守点検業務

(対象機器)

① 36.0w非常業務放送架	1架
② 20局リモコン	1台
③ 3w天井埋込スピーカー	41ヶ
④ 3w壁掛けスピーカー	14ヶ
⑤ ソフトホーンスピーカー	8ヶ
⑥ アッテネーター	41ヶ
⑦ 3w天井埋込スピーカー (ATT付)	49ヶ
⑧ 10w天井埋込スピーカー	8ヶ

B 業務用放送設備保守点検業務

2-①～④に同じ

(対象機器)

①ワゴンアップ	2台
---------	----

C 電気時計設備保守点検業務

- ① 2-①に同じ。
- ② 定期点検は年1回とする。
- ③ 2-③、④と同じ。

(対象機器)

① 親時計カード式6L	1台
② 子時計	48台
③ 禁煙休憩表示器	1台
④ 禁煙休憩表示制御盤	1台
⑤ 禁煙休憩表示操作盤	1台

〔総合体育館放送設備対象機器〕

A 非常用放送設備保守点検業務

(対象機器)

① 360w非常業務放送架	1架
② 3w天井埋込スピーカー	41ヶ
③ ソフトホーンスピーカー	8ヶ
④ アッテネーター	41ヶ

B 業務用放送設備保守点検業務

2-①～④に同じ

(対象機器)

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 電力増幅架 | 1 架 |
| ② ミキサー卓 | 1 卓 |
| ③ ハイパワースピーカー | 2 台 |
| ④ コンパクトハイパワースピーカー | 4 台 |
| ⑤ モニタースピーカー | 2 台 |
| ⑥ 天井埋込スピーカー | 6 台 |
| ⑦ ワイヤレスアンテナ | 6 台 |
| ⑧ ワイヤレスマイク | 4 台 |
| ⑨ ダイナミックマイク | 2 台 |
| ⑩ 卓上スタンド、卓上スタンド | 2 台 |

C 電気時計設備保守点検業務

- ① 2-③～④に同じ。

(対象機器)

- | | |
|-------|-----|
| ① 親時計 | 1 台 |
| ② 子時計 | 8 台 |

D 監視カメラ設置保守点検業務

- ① 2-①に同じ。
② 定期点検は年1回とする。
③ 2-③～④に同じ。

(対象機器)

- | | |
|---|-----|
| ① 監視カメラモニター架
(4分割ユニットリモートコントロール、主電源) | 2 架 |
| ② ドームカメラ (カラー) | 2 台 |
| ③ カラービデオカメラ (10倍ズーム) | 2 台 |
| ④ 屋内回転台 | 2 台 |

点検(POG)仕様書

昇降機を常に安全、良好な状態に維持するよう、次の事項を実施します。

1. 定期点検

- ① 定期的に技術者を派遣して、昇降機が良好な運転状態に維持されているか点検し、必要に応じ清掃・給油及簡単な調整を行い、性能を維持するよう適切な処置を行います。
- ② 点検のつど、「作業報告書」を提出します。

2. 定期点検の対象事項

点検契約(POG)に含まれる点検・整備の作業内容の範囲は、該当する機種に適用します。

区分	分類	点検・整備の作業内容	備考
運転状態	かご走行状態 戸開閉状態 オペレーション	○乗心地・振動・異常音点検 ○着床状態・レベルの点検 ○ドア開閉時の振動、異音、開閉動作、安全装置の反転動作の点検 ○かご呼び・ホール呼び応答の点検	
機械室	環境状況	○換気装置・サーモスタット・室温の状態確認 ○機械室出入り口・整理整頓・不要材の有無、室内状況確認 ○非常用工具の確認	該 当 機 種 に 適 用
	制御盤	○盤内機器の外観点検 ○電源回路、電動機回路、制御回路、ドア回路、信号回路、照明回路の絶縁抵抗、電源装置の電圧 ○主接触器・各リレーの動作状態点検 ○主接触器・各リレー接点荒れ・摩耗の点検 ○抵抗・コンデンサー・ダイオードの変色、劣化、ハンダ部劣化 ○基板・ユニットの取付装着、冷却ファンの状態 ○配線被覆の損傷、固定状態、コネクタ装着状態、各端子状態 ○遠隔監視装置、ターミナルの状態 ○ヒューズ取付、劣化の状態	
	電動機 発電機	○温度、異常音、運転状態 ○コミュテーター・ブラシの摩耗、荒れ、清掃 ○ロータリーエンコーダ、パルスジェネレーター(PG)の異常音 ○冷却ファン・ブロアーの状態、清掃 ○配線被覆、端子被覆状態 ○軸受けグリスアップ	
	巻上機	○巻上機運転状態、ギヤオイル油量点検 ○綱車・そらせ車回転、溝の状態 ○軸受けグリスアップ ○駆動スプロケット、ラッチ車 ○駆動チェーン及びベルト	
	油圧機器	○電磁バルブ確認 ○外部油漏れ・異常音点検 ○油圧配管・継手・高圧ゴムホース・油圧機器各ボルト締付 ○オイルパン、タンク外観点検 ○作動油(量・温度・白濁・汚れ)、油戻り状況点検 ○ストレーナ・ドレンフィルタ清掃、点検 ○冷却器運転状態、冷却器用ストレーナ清掃	

区分	分類	点検整備の作業内容	備考
機械室	ブレーキ	○動作状態、ドラム汚れ、ライニング磨耗量測定、制動力測定 ○ブレーキスイッチ、ブッシュ・各ピン・軸受部傷・磨耗 ○オーバーホール、プランジャー・スライダー磨耗 ○配線点検、端子・ターミナル確認	該 当 機 種 に 適 用
	階床選択器	○動作状態、フィンガー・ブラシ・セグメントの摩耗・清掃 ○配線ターミナル・移動ケーブル点検 ○各チェーン・減速機・油受け皿・レールの清掃、注油 ○テープ車回転時の異音 ○軸受けグリスアップ	
	調速機	○回転状態、シーブ溝の磨耗、各ピン部清掃、注油 ○スイッチ点検、作動速度の測定 ○配線端子・ターミナル確認	
かご	内装 照明・ファン 操作盤 表示ランプ	○外部への連絡装置、呼出し通話確認 ○照明・ファン、停電灯装置、点灯・照度確認・各機器点検 ○かご位置表示、操作盤・表示ランプ、押ボタンスイッチ動作確認 ○かご内停止・各操作スイッチ動作確認	該 当 機 種 に 適 用
	かごの戸 敷居 戸閉め安全装置	○かご・乗場の戸当りゴム・シューの状態 ○乗場とかご敷居との隙間測定 ○かごの戸相互間・戸と前柱間隙間の状態 ○戸スイッチ相互位置測定・動作の状態 ○ハンガー・エキセンローラ摩耗剥離の状態・ハンガーレール清掃、点検 ○ドアロープ・チェーン・ベルトの摩耗・破断・テンションの状態 ○係合子と係合ローラ相互位置状態係合装置清掃、注油 ○戸閉め安全装置・光電装置・過負荷ドア反転装置の動作状態 ○閉め安全装置・過負荷ドア反転装置・光電装置コードの状態	
かご上	かご上環境状況 戸の開閉装置 ガイドシュー・ローラ かご上機器	○汚損状態、給油器点検、注油 ○戸の開閉装置運転状態 ○制御機器・駆動機器・カムスイッチの接点荒れ、摩耗状態 ○モータのブラシ・コミュテーター摩耗・清掃 ○減速ギヤの状態、グリス塗布 ○ドアリンクの支点、ベアリングの状態 ○かご上・プランジャーのガイドシュー・ローラの状態 ○かご上・つり合おもりガイドシュー・ローラの状態 ○かご上停止・操作スイッチ動作確認 ○かご器具ボックス内部点検、確認	該 当 機 種 に 適 用
乗場	乗場の戸 敷居 ドアインターロックス スイッチ 乗場ボタン 表示ランプ	○戸の開閉状態、音・振動の点検 ○乗場の戸・三方枠外観点検 ○戸クローザ機能・自閉力点検、注油 ○ハンガー・エキセンローラ摩耗剥離の状態・ハンガーレール清掃、点検 ○駆動ロープ・ドアリンク機構清掃、点検、注油グリス塗布 ○戸のシュー点検・乗場の戸相互間・戸と三方枠間隙間測定 ○乗場の戸廻りボルト確認(ポケット・敷居) ○ロック機構・スイッチ動作点検 係合装置取付ボルト確認 ○インジケータ・押ボタン点検(ランプ含) ○移動手摺、手摺ガイド及びニュアルローラ	該 当 機 種 に 適 用

区分	分類	点検・整備の作業内容	備考
乗場		○踏み板、ライザー、くし板 ○照明(但し特殊スリムランプ、エスカレーター照明を除く)	
昇降路・ピット	環境状況 制御盤 電動機 ブレーキ かご吊り車 おもり吊り車 主ロープ 調速機 ガイドレール 頂部プーリー つり合おもり リミットスイッチ 非常止装置 移動ケーブル プランジャー・シリンダー 各テンションプーリー ピット内機器 緩衝器	○昇降路環境状況点検 ○ピット内汚損状況・ピット内清掃・各機器点検 ○非常用工具の確認 ○主接触器・各リレーの動作状態点検 ○主接触器・各リレー接点荒れ・摩耗の点検 ○抵抗・コンデンサー・ダイオードの変色、劣化、ハンダ部劣化 ○基板・ユニットの取付装着、冷却ファンの状態 ○配線被覆の損傷、固定状態、コネクタ装着状態、各端子状態 ○遠隔監視装置、ターミナルの状態 ○ヒューズ取付、劣化の状態 ○温度、異常音、運転状態 ○コミュテーター・ブラシの摩耗、荒れ、清掃 ○ロータリーエンコーダ、パルスジェネレーター(PG)の異常音 ○冷却ファンの状態、清掃 ○配線被覆、端子被覆状態 ○軸受けグリスアップ ○かご・おもり吊り車、網車溝点検 ○ブレーキ動作状態点検 ○ブレーキライニング磨耗量測定 ○ブレーキ制動力測定 ○ブレーキスイッチ点検 オーバーホール ○ブッシュ磨耗点検 各ピン・軸受部傷・磨耗点検 ○配線点検、端子・ターミナル確認 ○かご・おもり吊り車、回転音・溝点検 ○主ロープ取付部点検、各ロープ錆・索線切れ点検 ○レールブラケット・アンカーボルト確認 ○頂部プーリー回転音点検 頂部プーリー溝清掃、点検 ○つり合おもり 押え金具確認 ○リミットスイッチ 取付状態点検 動作確認 清掃、点検、注油 ○移動ケーブル 走行状況点検 傷・変形点検 ○プランジャープーリー点検 ○ジャッキグランド部清掃、点検 ○プランジャー傷・錆・汚れ状態点検 ○調速機回転状態点検 各ピン部清掃、点検、注油 スwitch点検 ○減衰効果測定 配線端子・ターミナル確認 ○調速機テンションプーリー溝清掃、点検 ○テープワイパー・ローラ清掃、点検、注油 ○ロータリーエンコーダ取付状態点検 ○ピットスイッチ点検 ○油戻しポンプ運転状態フィルター点検 ○緩衝器固定状況点検 オイルバッファ油量点検 ○かご下ガイドシュー・ローラ点検 かご下プーリー点検	該 当 機 種 に 適 用

3. 消耗部品の供給

点検・故障の処置に必要な部品のうち次表に掲げる消耗部品(通常の使用による摩耗・劣化により補充・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等)については無償で供給します。

消 耗 部 品	備考
・ 照明用ランプ、グローランプ (注1) ・ かごインジケータ(表示)用ランプ (注1) ・ 乗場インジケータ(表示)用ランプ (注1) ・ かご操作盤押しボタン用ランプ (注1) ・ 乗場押しボタン用ランプ (注1) ・ 停電灯用ランプ (注1) ・ 点検用オイル (注2) ・ 給脂用グリス ・ ヒューズ(ガラス管ヒューズ、つめ付ヒューズ) ・ ドアモーター用カーボンブラシ ・ ウェス、サンドペーパー、ビス、ナット、ワッシャー	該 当 機 種 に 適 用

注1:ランプ関係には、特殊照明(スリムライン、LED、冷陰極管等)は含みません。

注2:巻上機ギヤオイル、油圧式エレベーターの作動油及び緩衝器作動油は含みません。

注3:エレベーター関連設備(換気扇、煙感知器、消火設備、エアコン、防犯カメラ、TVモニター、BGM装置等)の点検は含みません。

4. 定期検査

建築基準法(第12条)に基づく定期検査の立会を行います。

5. 故障対応

不時の故障により連絡を受けた場合は、速やかに技術者を派遣し適切な処置を行ないます。
(24時間出動体制)

6. 作業中の運転休止

点検等の作業中は昇降機の運転を休止します。

7. その他

エレベーターの占有もしくは管理に基づく責任は一切お引き受けしません。

仕 様 書

1. 事業名 機械警備業務委託

2. 仕 様 ① 対象施設

総合文化会館、総合体育館、小山球場、小山道場、弓道場 パークゴルフ場

② 侵入、火災の異常状態感知。

③ 事故発生時における関係先への通報、連絡及び報告。

④ 機器の変更に伴い工事が生じた場合、その工事費についても含むものとする。

⑤ 見積書の作成に当たっては、現場をよく確認すること。

3. 委託期間 4月1日 ～ 3月31日

仕 様 書

1 委託契約名 受変電設備保守点検業務委託

2 仕 様 別紙のとおり

3 委託期間 4月1日 ～ 3月31日

(別紙)

自家用電気工作物

管理課	施 設 名	絶縁監視	設 備 容 量 等	月次点検	年次点検				
		装置設置			H25	H26	H27	H28	H29
生涯学習課	北中夜間照明 小山町用沢351-2	必要	120kVA・87kW・6600V	1回/月	B	A	A	B	A
	総合文化会館 小山町阿多野130		1225kVA・595kW・6600V 予備発分 300kVA・240kW・200V	1回/月	A	A	B	A	A
	小山地区夜間照明 小山町藤曲144-10		75kVA・58kW・6600V	1回/月	A	A	B	A	A
	小山球場 小山町阿多野35		50kVA・40kW・6600V	1回/3月	A	B	A	A	B
注・・・月次点検・年次点検A・Bを必要に応じて行うこと。									
自家用電気工作物試験業務									
担 当	施 設 名	設 備 容 量		点検回数					
生涯学習課	総合文化会館の蓄電池設備	6ヶ月、1年点検		2回/年					

仕 様 書

1. 委託事業名 小山町自動ドア保守点検業務委託

2. 仕 様 委託箇所及び機種については別紙のとおり

① 点検整備

別紙一覧表の自動ドアについて点検を行い常に正常な機能を発揮できるように運転調整を行う。

また定期保守点検の他に万一故障その他必要がある場合は委託者の申し出により随時点検整備を行う。

【対象となる自動ドア一覧表】

施 設 名	型 番	台数	点検回数	備考
		(台)	(回/年)	
総合文化会館	SQ	1台	4	
	DS-75型	1台	4	
総合体育館	DS-75型	2台	4	
図書館	SQ LK	1台	4	

※ 修繕等に係る費用負担区分

委 託 者 : サッシ・ガラス・駆動装置等のドア本体部分とそれに伴う部品

受 託 者 : 一般的な消耗部品・グリス等の消耗品

仕 様 書

1. 事業名 小山町各施設消防用設備・防火対象物保安点検業務委託

2 対象施設 ① 総合文化会館 RC造 地下1階地上3階建て 7835.48 m²
 ② 総合体育館 SRC造 地上2階建て 3563.71 m²
 ③ 小山球場 RC造 地上1階建て 535.85 m²

2. 仕 様 ① 下図に表示する各施設の消防用設備点検
 ② 下図に表示する各施設の防火対象物点検
 ③ 上記点検結果について、消防法に定める消防署長への報告業務

消防設備・防火対象物 設備概要一覧

施設名	消火器	自動火災 報知設備	誘導灯	防排煙設備	非常 放送設備	屋内 消火栓設備	粉末 消火設備	火災 通報装置	ガス漏れ 警報設備	非常 警報器具	避難 器具	自家 発電設備
総合 文化会館	43 本	受信器 PL- 40L 発信器 29 音響装置 30 感知器 219	47 台	連動操作盤 1 感知器 50 防火扉 8 シャッター7 垂れ壁 14		ポンプ 1 消火栓箱 29			受信機 1 検知器 8			275kVA/ 220kW
総合 体育館	27 本	受信器 PL- 20L 発信器 10 放送連動 感知器 50	23 台	連動操作盤 1 感知器 6 防火扉 2 シャッター2	アンプ 1 スピーカー	ポンプ 1 消火栓箱 10						
小山 球場	16 本	受信器 PL- 10L 発信器 3 音響装置 3 感知器 31	8 台		アンプ 1 スピーカー						ハッチ 1	

仕 様 書

1. 事業名 生涯学習センター浄化槽維持管理業務委託
2. 施行場所 小山町阿多野地内・総合文化会館、小山球場、道場、弓道場
3. 施行期間 4月1日 ～ 3月31日
4. 浄化槽規模

総合文化会館、総合体育館	817人槽	合併処理
野球場、多目的グラウンド	225人槽	合併処理
弓道場	10人槽	単独処理
小山道場（ポンプピット）	汲み取り	合併処理
5. 業務内容
 - ①保守点検

総合文化会館、総合体育館	4回／月
野球場、多目的グラウンド	2回／月
弓道場	1回／3ヶ月
小山道場（ポンプピット）	1回／3ヶ月
 - ②契約期間中は機械等の点検整備を行い、常に正常な機能を発揮できるよう運転調整を行う。
 - ③万一その他必要があるときは、臨時整備を行う。
 - ④ 点検整備終了後は、点検報告書を提出する。

小山町パークゴルフ場浄化槽保守点検業務委託仕様

1. 業務委託する施設

小山町パークゴルフ場

10人槽 月1回点検

2. 業務委託

- 1) 浄化槽法に基づく浄化槽の保安点検（消毒剤の随時補給を含み、消毒を除く）を別紙に定める回数を誠実適正に行い、その結果を報告書により点検日から5日以内に報告するものとする。
- 2) 前項に定める事項のほか、当該浄化槽（放流管等の付属物を含む）の正常な機能の発揮及び公害防止に留意し、緊急に補修改善を要する箇所を発見した時は直ちに報告し、その改善策について適切な助言を与えること。また当該浄化槽の機能の適切な管理に努め、委託者に迷惑を及ぼさないよう受託者としての責を負うものとする。
- 3) 前項の規定に基づき、当該浄化槽に関する要請があったときは、第1項の規定にかかわらず随時点検を行うものとする。

3. 工具機器類の負担

業務に用いる工具、機器類一切を受託者の負担とする。

4. 資格及び許可

- ①「浄化槽管理士」の資格を有すること。また資格証明書の写しを提出すること。
- ②「小山町し尿浄化槽清掃業務の許可」を有すること。

仕 様 書

1 事業名 小山町電話設備保守点検業務委託

2 施工場所 小山町総合文化会館

3 仕 様

① 保守対象設備

施設名	生涯学習センター
所在地	(小山町阿多野130)
情報交換システム	IP Pathfinder S 1台
多機能電話機	12台
内線電話機(一般)	38台
PHSアンテナ	10台
PHS子機	5台
留守番電話	1台

- ② 上記施設に設置された電話設備の維持保全のため、関係諸法令諸規則に定める技術基準に適合する義務を励行し、かつ委託者の委任を受けて手続上の一切の代理行為を行うこと。
- ③ 設備保守のため、定められた有資格者を委託者が指定する場所に派遣し、設備全般にわたり保守の万全を期するものとする。
- ④ 1箇月平均障害数を内線電話機100台あたり9.5件以内に維持できるよう、毎月1回以上の巡回保守点検作業を行うこと。(目標値5.5件)
- ⑤ 保守物品中下記の物品は委託料金に含むものとする。
- A 完全部品
送話器、受話器、ダイヤル、電鈴、蓄電器、誘導線輪、キー、ジャック、インクリボン等
- B 普通部
ア コード、ランプ、プラグ、灯蓋、プラグシート、ヒューズまたはヒューズ管及びビールコイル
イ 交換機器及び交換器の付属機器の完全部品のネジ弾条、座金等
ウ ジャンパー線、架線器具
エ 釘、ハンダ、ステップル等の工事消耗品の全部
- ⑥ 保守用物品中、下記の部品は委託料金に含まないものとする。
交換機、電話機、充電器、信号機、蓄電池、配線盤、電力盤、ケーブル、電柱、プリンター、ロールペーパー
- ⑦ 点検中に軽微な補修、簡易な部品交換を要する箇所を発見した際は、受託者は委託者へ報告をし、責任を持って施行すること。

仕 様 書

1. 事業名 小山町総合文化会館 浄化槽放流水水質検査業務委託
2. 施行場所 小山町総合文化会館 小山町阿多野地内
3. 仕 様 水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)、化学的酸素消費量(COD)、
生物化学的酸素要求量(BOD)、大腸菌群数、透視度、溶存酸素(DO)
以上の項目について、毎月1回(年12回)の検査を実施し、分析測定終了後、計量証明書又は検査成績書を提出すること。

仕 様 書

1 事業名 小山町総合文化会館 舞台吊物保守点検業務委託

2 施行場所 小山町総合文化会館 小山町阿多野地内

3 施行期間 4月1日 ～ 3月 31日

4 委託内容 舞台吊物保守点検業務

- (1) 契約期間中はチェックリストに基づき機器・装置の点検整備を行い常に正常な機能を発揮できるよう運転調整を行う。
- (2) 定期点検は前期と後期の年2回とする。(実施月は受託者が委託者と日程調整を行い承認した月とする)
- (3) 定期点検の他に万一故障その他必要のある場合は委託者の申し出により早急に臨時整備を行う。
- (4) 定期点検に要する材料費は受託者の負担とする。但し、次に掲げる費用は委託者が負担し、受託者に支払う。
 - ① 委託者の都合により行う工事又は模様替えの為、設備の移設、或は改修を必要とするもの。
 - ② 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新交換の必要を生じた場合で委託者が承認したもの。

5 対象装置

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) プロセニウムライト昇降装置 | (電動) |
| (2) 第1吊物バトン | (手動) |
| (3) 緞帳昇降装置 | (電動) |
| (4) 変形絞り緞帳 | (電動) |
| (5) 引割暗転幕 | (手動昇降・手引開閉) |
| (6) 定式幕 | (手動昇降・手引開閉) |
| (7) 第1袖幕 | (手動昇降・手引開閉) |
| (8) 第1ボーダーライト昇降装置 | (手動) |
| (9) 第1サスペンションライト昇降装置 | (手動) |
| (10) 第2吊物バトン | (手動) |
| (11) 第1天井反射板昇降装置 | (電動) |
| 第1天井反射板傾斜装置 | (電動) |
| (12) 第2一文字幕 | (手動) |
| (13) 第2袖幕 | (手動昇降・手引開閉) |
| (14) スクリーン昇降装置 | (電動) |
| スクリーンカーテン開閉装置 | (電動) |
| カットマスク開閉装置 | (電動) |
| (15) 第3吊物バトン | (手動) |

(16)	第2 ボーダーライト昇降装置	(手動)
(17)	第2 サスペンションライト昇降装置	(手動)
(18)	第4 吊物バトン	(手動)
(19)	中割幕	(手動昇降・手引き開閉)
(20)	第5 吊物バトン	(手動)
(21)	第6 吊物バトン	(手動)
(22)	第2 天井反射板昇降装置	(電動)
	第1 天井反射板傾斜装置	(電動)
(23)	第4 一文字幕	(手動)
(24)	第3 袖幕	(手動昇降・手引き開閉)
(25)	第7 吊物バトン	(手動)
(26)	第3 サスペンションライト昇降装置	(手動)
(27)	正面反射板昇降装置	(電動)
(28)	第4 袖幕	(手動昇降・手引き開閉)
(29)	第8 吊物バトン	(手動)
(30)	ホリゾンライト昇降装置	(手動)
(31)	第9 吊物バトン	(手動)
(32)	第10 吊物バトン	(手動)
(33)	バック幕	(手動)
(34)	ホリゾン幕	(手動)
(35)	第1 側面反射板 (上手) 昇降装置	(電動)
(36)	第1 側面反射板 (下手) 昇降装置	(電動)
(37)	第2 側面反射板 (上手) 昇降装置	(電動)
(38)	第2 側面反射板 (下手) 昇降装置	(電動)
(39)	吊物操作盤	1 面
(40)	映写室操作箱	1 面
(41)	吊物制御盤	2 面

6 保守点検内容

昇降装置又は、開閉装置が正常に作動するよう次により点検・調整すること。

① 動・機能点検	各装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認。
② 整備・調整	各吊物装置のレベル調整、リミット調整、水平バランス調整、引網調整、捲上磯の整備・清掃、Vベルト・チェーン等の張り、調整ブレーキ調整など必要箇所の調整、オイルの補充、グリースの塗布必要箇所への注油
③ 消耗・摩耗状況調査	滑車類、ワイヤーロープ、引網、Vベルト、ギア、チェーン等摩擦部分の摩耗の状況。油漏れの有無、電気機器の性能低下及び表示ランプの球切れの有無等
⑤ その他安全確認	ワイヤーロープの結束部分の処理、分銅棒の状態、綱止めの機能滑車類の状態、突上げ防止SW等安全装置の作動など安全の確認

7 保守点検等業務実施報告

本仕様書に係る業務実施後は、報告書を速やかに委託者に提出すること。

仕 様 書

1 事業名 小山町総合文化会館舞台照明装置保守点検業務委託

2 施行場所 小山町総合文化会館 駿東郡小山町阿多野地内

3 委託内容 舞台照明装置保守点検業務

- (1) 契約期間中はチェックリストに基づき機器・装置の保守点検を行い常に正常な機能を発揮できるよう運転調整を行う。
- (2) 定期保守点検は年1回とする。(実施月は受託者が委託者と日程調整を行い承認した月とする。)
- (3) 定期点検のほかに故障その他必要のある場合は、委託者の申し出により早急に臨時整備を行う。
- (4) 定期点検に要する材料費は受託者の負担とする。但し次に掲げる費用は委託者が負担し受託者に支払う。
 - ① 委託者の都合により行う工事又は模様替えの為、設備の移設、或いは改修を必要とする。
 - ② 設備の破損又は老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で委託者が承認したもの。

4 対象装置及び内容

点検機器

調光設備

- | | |
|-------------|-----|
| a. 照明操作卓 | 1 面 |
| b. 主幹盤 | 1 式 |
| c. 調光器盤 | 〃 |
| d. 舞台袖操作パネル | 〃 |

舞台照明負荷配線機器

- | | |
|--------------------|-----|
| a. フライダクト・ボーダーケーブル | 1 式 |
| b. フロアコンセント | 〃 |
| c. 接続端子箱 | 〃 |

舞台照明器具

- | | |
|----------------|-----|
| a. ボーダーライト | 1 式 |
| b. サスペンションライト | 〃 |
| c. アツパーホリゾンライト | 〃 |

- | | |
|-------------------|---|
| d. ロアーホリゾントライト | 〃 |
| e. シーリングライト | 〃 |
| f. フロントサイドスポットライト | 〃 |
| g. フットライト | 〃 |
| h. 天井反射板ライト | 〃 |

5 作業内容

- | | |
|-----------------------|-----|
| a. 操作信号出力の確認調整 | 1 式 |
| b. 調光器出力の確認調整 | 〃 |
| c. 接続部分の接触、ボルト・ナット増締め | 〃 |
| d. 各構成部品の動作確認 | 〃 |
| e. 絶縁抵抗試験 | 〃 |
| f. 舞台配線機器・照明器具・増締め点検 | 〃 |
| g. 総合動作試験 | 〃 |

6 保守点検等業務実施報告

本仕様書に係る業務実施後は、報告書を速やかに委託者に報告すること。

仕 様 書

1. 事業名 小山町総合文化会館舞台設備操作業務委託
2. 施行場所 小山町総合文化会館 静岡県駿東郡小山町阿多野130
3. 仕 様

ア 委託業務の基本的事項

- (1) ホール催事の際技術者を派遣し、原則的に開館時間内に舞台操作業務を実施し業務に支障ないよう従事する。
- (2) 原則的に3名1組とし、音響・照明・舞台をそれぞれ担当する。
- (3) 催事の事前打ち合わせ及び舞台器具点検等の作業に従事するため、主任技術者を1名派遣する。(派遣日は委託者と調整し決定する。)
- (4) 派遣人数は、年間235人を基本とし派遣の内容は主任技術者110人と技術者125人とする。

- | | | |
|-------------|------------|-----------|
| ① 本番使用派遣 | 主任技術者 110人 | 技術者 125人 |
| ② 通常派遣(週1日) | 50週 × 1日 | 主任技術者 50人 |

- (5) 派遣日数については文化会館の都合で増加することもあるが、年間の派遣日数が一割の増減の範囲を超えるまで契約の変更はしないものとする。

イ 業務実施に当たっての一般心得

- (1) 公の施設における業務であることをわきまえ声高をつつしみ静粛にして文化会館の品位を傷つけないよう言動に注意する。
- (2) 来館者に対して親切丁寧に対応する。
- (3) 火災、盗難、事故等の防止に努めなければならない。特に舞台、各操作室での禁煙を遵守すること。

ウ 主任者の設置及び責務

- (1) 技術者を総括するため主任者を決め、委託者に報告すること。
- (2) 職員の指示する事項を全技術に周知徹底させると共に、直ちにこれを実施させること。
- (3) 主任技術者が不在の時は、代理人を選出し主任技術者の業務を代行させる。

エ 業務内容

- (1) 大ホール使用時における業務
 - ① 外部から持ち込む機材等の搬入及び搬出に立ち会うこと。
 - ② 舞台設備等の仕込を行うこと。但し、委託者が行う場合には、指導助言をすること。
 - ③ 舞台設備等の操作を行うこと。但し、使用者が行う場合には、指導、助言、監督をすること。なお、舞台操作盤は使用者に操作させないこと。
 - ④ 舞台整備等の撤去復元作業を行ない、付属整備備品、消耗品類の整備及び管理を行うこと。
 - ⑤ 専門業者による特別な保守点検業務を除き、舞台整備業務が常時良好且つ安全な状態で使用できるよう、点検及び整備を行うこと。
- (2) 準備打合せ業務
使用者との準備打合せに当たっては、必要に応じ適切な助言を与える。
- (3) 多目的ホール、リサイクル広場等で使用される場合、職員の指示により音響、照明操作を行うこと。

オ 一般事項

- (1) 主任技術者は、業務日誌を提出する。
- (2) 業務遂行に必要な光熱水費、備品、消耗品類は委託者の負担とし、受託者が特に必要とする消耗品類は受託者の負担とする。

4. 施行期間 4月1日 ～ 3月31日

仕 様 書

1. 事業名 小山町総合文化会館音響設備保守点検業務委託
2. 施行場所 小山町阿多野地内
3. 仕様 別紙のとおり
4. 施行期間 4月1日 ～ 3月31日

別 紙

音響設備保守点検業務委託仕様書

小山町総合文化会館における舞台音響設備保守点検業務の仕様は、次のとおりとする。

1 委託項目

小山町総合文化会館 音響設備保守点検業務

2 委託内容

音響設備保守点検業務（舞台、多目的ホール、視聴覚室、集会室）

- ① 契約期間中はチェックリストに基づき、機器、装置の保守点検を行い常に正常な機能を発揮できるよう調整を行う。
- ② 年1回定期点検を行うものとする。（実施日は、受託者が委託者と日程調整を行い、委託者が承認した月とする。）
- ③ 定期点検の他に故障その他必要のある場合は、委託者の申し出により早急に臨時整備を行う。
- ④ 定期保守点検に要する材料費は、受託会社の負担とする。ただし、次に掲げる費用は、委託者が負担し受託会社に支払う。
 - ア 委託者の都合により行う工事又は模様替えのため、設備の移設、改修を必要とするもの。
 - イ 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新交換の必要が生じた場合で、委託者が承認したもの。

3 対象装置及び内容

機能点検

(1) 音響調整卓

- ・ フェダー及びスイッチ等の正常作動の点検、調整
- ・ メーター及び表示ランプ類の正常作動の点検、調整
- ・ 内部接続端子の点検
- ・ 外観点検及び清掃

(2) 入力ジャック架

- ・ 各機器の正常作動確認、調整
- ・ 内部接続端子の点検
- ・ 外観点検及び清掃

(3) 電力架

- ・ P A ・ G E Q等の機器正常作動点検、調整
- ・ 内部接続端子の点検
- ・ 外観点検及び清掃

(4) レコード・CD・MD・カセット・DAT架

- ・ 各機器の正常作動の点検、調整

- ・ 接続コード類の点検
- ・ テープヘッドの清掃、レコードプレーヤー針圧の調整
- ・ 外観点検及び清掃
- (5) オープンテープレコーダー卓
 - ・ 正常作動の点検、調整
 - ・ 接続コード類の点検
 - ・ テープヘッドの清掃
 - ・ 外観点検及び清掃
- (6) スピーカー
 - ・ プロセニアム・サイド・ステージ、各スピーカーの音量ビリツ等点検
 - ・ プロセニアムスピーカーの吊り下げワイヤー類の点検
 - ・ サイドスピーカーの架台位置の点検
 - ・ 接続コネクターの点検
 - ・ 外観点検及び清掃
- (7) 三点吊りマイク
 - ・ ウィンチ部作動点検
 - ・ マイク取付部、接続端子の点検
 - ・ 異常音の有無点検
- (8) エレベーターマイク装置
 - ・ 昇降作動の点検、調整
 - ・ 異常音の有無点検
 - ・ 接続端子の点検
- (9) インターカム装置
 - ・ 正常作動の点検、調整
 - ・ ヘッドセットの点検
 - ・ 接続端子の点検
- (10) コンセント盤・入力ジャック盤
 - ・ マイク・スピーカー各回線の点検
 - ・ コンセント・ジャック類の点検、清掃
 - ・ 取付状態の点検
- (11) ワイヤレスマイク・その他のマイクロホン
 - ・ 正常作動の点検
 - ・ コード類の接続状態の点検
 - ・ 外観点検

総合点検

- (1) 音響調整卓・電力増幅架
 - ・ 入力レベル、周波数特性、歪率、信号対雑音比の測定
- (2) 音場測定（ホール内）
 - ・ 最大音圧レベル（客席中央）
 - ・ 伝送周波数特性（6ポイント）
 - ・ 残留雑音レベル

4 保守点検等業務実施報告

本仕様書に係る業務実施後は、報告書を速やかに委託者に提出すること。

仕 様 書

1 事業名 灯油地下タンク点検等業務委託

2 施行場所 小山町総合文化会館

3 委託内容 灯油地下タンク定期点検業務

- ① 契約期間中はチェックリストに基づき機器・装置の保守点検を行い常に正常な機能
3を発揮できるよう調整を行うとともに汚泥、水等の引き抜きを行う。
- ② 定期保守点検は年1回とする。（実施月は双方日程を調整のうえ決定した月とする。）
- ③ 定期点検のほかに故障その他必要のある場合は、委託者の申し出により早急に臨時
整備を行う。
- ④ 定期点検に要する材料費は、受託者の負担とする。但し次に掲げる費用は委託者が
負担し受託者に支払う。
ア 委託者の都合により行う工事、又は模様替えのための設備の移設、改修を必要と
するもの。
イ 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新交換の必要が生じた場合で、委託者が
承認したもの。

4 点検対象及び内容

(1) 点検対象

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 製造所等の区分 | 貯蔵所 |
| ② 設置許可年月日・番号 | 平成2年12月11日 小地タ第72号 |
| ③ 完成検査年月日 | 平成3年11月12日 |
| ④ 施設名又は呼称番号 | 小山町生涯学習センター |
| ⑤ 危険物の種別、最大貯蔵量 | 第4類第2石油類 6,000リットル |
| ⑥ 倍 数 | 6.0倍 |

(2) 作業内容

- ① 消防法第10条第1項第4号の規定による。
- ② 点検方法は外部からの目視点検と地下タンクの本体及び地下埋設配管の機密に
関する点検は微加圧法によるものとする。

5 保守点検等業務実施報告

本様書に係る業務実施後は、報告書を速やかに委託者に報告すること。

総合文化会館 空調設備保守点検業務委託仕様書

小山町総合文化会館における空調設備保守点検業務の仕様は、次のとおりとする。

1. 委託場所 小山町阿多野地内 小山町総合文化会館

2. 委託項目 空調設備保守点検業務

3. 委託内容

機 種 ○吸収式冷暖房機 × 2基
 ○空調設備補機 一式（内訳は別紙）

①契約期間中はチェックリストに基づき機器・装置の点検整備を行い常に正常な機能を発揮できるよう運転調整を実施する。

②定期点検（保守を含む）は各項目別に、年2回とし、冷房切り替え時と、シーズン中間時に行う。

③定期点検の他に万一故障その他必要のある場合は委託者の申し出により早急に臨時整備を行う。

④定期保守点検に要する材料費は受託会社の負担とする。但し、次に掲げる費用は委託者が負担し、受託会社に支払う。

イ. 委託者の都合により行う工事又は模様替えのため、設備の移設或は改修を必要とするもの。

ロ. 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新交換の必要を生じた場合で委託者が承認したもの。

ハ. 点検中の受託会社の故意又は重大な過失による故障の修理費は、受託会社の負担とする。

⑤下記項目は委託契約外とする。

イ. 取扱不良又は、天災等に起因する故障修理

ロ. 機械器具の塗装及び防熱保温の損傷補修

ハ. 各機器のオーバーホール

ニ. 空調機、水管、凝縮器等の薬品洗浄

ホ. 保守点検の際、取替を必要とする部品及び工業薬品

⑥消防署への点検報告

4. 保守点検等業務実施報告

本仕様書に係る業務実施後は、報告書を速やかに委託者に提出する。

別 紙

項目	設 備 名	数 量	回 数
1	吸収式冷温水発生器 150RT	2基	年2回
2	冷却塔 160RT	2基	年2回
3	冷却水ポンプ 26KW	2台	年2回
4	冷温水1次ポンプ 5.5KW	2台	年2回
5	冷温水2次ポンプ	5台	年2回
6	油ポンプ 0.2KW	4台	年2回
7	空気調和機	4台	年2回
8	ファンコイルユニット	106台	年2回
9	レタンファン	2台	年2回
10	給気ファン	6台	年2回
11	排気ファン	10台	年2回
12	排煙設備点検	1式	年2回
13	スプリンクラー設備点検	1式	年2回
14	冷却塔水質検査（レジオネラ菌検査）	2台	年1回
15	加圧給水装置	1基	年2回
16	加湿装置分解点検（清掃）	一式	年1回
17	電気温水器（1F、2F給湯室）	2台	年2回
18	雑排水ポンプ	一式	年2回

仕 様 書

1 事業名 小山町総合文化会館大型移動展示壁保守点検業務委託

2 施行場所 小山町総合文化会館 静岡県駿東郡小山町阿多野地内

3 委託内容 大型移動展示壁保守点検業務

- ① 契約期間中はチェックリストに基づき機器・装置の保守点検を行い常に正常な機能を発揮できるよう運転調整を行う。
- ② 定期保守点検は年2回とする。（事前に日程調整を行い委託者が承認した日に実施する。）
- ③ 定期点検の他に万一故障その他必要のある場合は委託者の申し出により早急に臨時整備を行う。
- ④ 定期点検に要する材料費は受託者の負担とする。但し、次に掲げる費用は委託者が負担し、受託会社に支払う。
 - ア 委託者の都合により行う工事又は模様替えの為、設備の移設、或いは改修を必要とするもの。
 - イ 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新交換の必要が生じた場合で委託者が承認したもの。

4 対象装置

①パネル本体

展示パネル（単位：mm）

PW2, 968×PH3, 610×PD120 14台

②ターニングポイント TP-150型 10台

③付属装置

上記装置に関わる施工したもの一式

5 保守点検等業務実施報告

本仕様書に係る業務実施後は、報告書を速やかに委託者に提出する。

小山町単独浄化槽保守点検業務委託仕様

1. 業務委託する施設

施設名	形式	処理方法	人槽	点検回数
北郷グラウンド	分離バッキ	活性汚泥	30	1回/月

2. 業務委託

- 1) 浄化槽法に基づく浄化槽の保安点検（消毒剤の随時補給を含み、消毒を除く）を別紙に定める回数を誠実適正に行い、その結果を報告書により点検日から5日以内に報告するものとする。
- 2) 前項に定める事項のほか、当該浄化槽（放流管等の付属物を含む）の正常な機能の発揮及び公害防止に留意し、緊急に補修改善を要する箇所を発見した時は直ちに報告し、その改善策について適切な助言を与えること。また当該浄化槽の機能の適切な管理に努め、委託者に迷惑を及ぼさないよう受託者としての責を負うものとする。
- 3) 前項の規定に基づき、当該浄化槽に関する要請があったときは、第1項の規定にかかわらず随時点検を行うものとする。

3. 工具機器類の負担

業務に用いる工具、機器類一切を受託者の負担とする。

4. 資格及び許可

- ①「浄化槽管理士」の資格を有すること。また資格証明書の写しを提出すること。
- ②「小山町し尿浄化槽清掃業務の許可」を有すること。

ピアノ保守点検業務委託 仕様書

- 1 事業名 ピアノ保守点検業務委託
- 2 施工場所 小山町阿多野地内 小山総合文化会館
- 3 業務内容 整調、整音、調律などピアノの点検調整
対象：グランドピアノ 2 台 アップライトピアノ 2 台
- 4 実施回数 9 月（年 1 回）
- 5 実施報告 本仕様書に係る業務実施後は、報告書を速やかに委託者に提出すること。
- 6 その他 本仕様書に定めない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

仕 様 書

- 1 事業名 図書館コンピュータ保守点検業務
- 2 納品(施行)場所 小山町生涯学習センター内小山町立図書館
- 3 仕 様

別紙賃貸借物件明細表に基づく機器・機材の保守・点検作業及び図書館コンピュータシステムの操作方法等の指導。

機器トラブル等事故に対する早急な対応。

定期点検回数は、3か月に1回以上とする。

関連ハード機器メーカーの保守終了により、受託者が保守に必要な部品を調達できなかった場合、受託者は一切その責を負わないものとし、対応を協議するものとする。

4 保守対象物件一覧

区分	品名	型番	数量
業務 サーバ	PRIMERGY TX1330 M4 タワーベースユニット (450W電源)	PYT1334TNM	1
	Xeon プロセッサ E-2136(3.3GHz/6コア/12MB)	PYBCP54EH	1
	メモリ-8GB(8GB 2666 UDIMM)	PYBME08UF	2
	RAID設定サービス(RAID1)	PYBAS1S2	1
	ベイ追加オプション(3.5インチストレージ)	PYBBA34S1	1
	内蔵3.5インチケージ付きSAS HDD-300GB(15krpm)	PYBTH305D3	4
	内蔵データカードリッジドライブユニット	PYBRD111	1
	内蔵DVD-ROMユニット	PYBDV103	1
	SASアレイコントローラカード	PYBSR3FA	1
	リモートマネジメントコントローラアップグレード	PYBRMC41	1
	電源ユニット(450W)	PYBPU453	1
	OADGキーボード (109キー/USB)	PYBKBU1T1	1
	ServerView Suite DVD(Tools) & ドキュメント	PYBSVT1	1
	17型 液晶ディスプレイ(スタンダードモデル)	VL-17ESE	1
	高機能無停電電源装置(Smart-UPS SMT 1500J)	PY-UPAT152	1

区分	品名	型番	数量
WEB サーバ	PRIMERGY TX1330 M4 タワーベースユニット (450W電源)	PYT1334TNM	1
	Xeon プロセッサ E-2236(3.4GHz/6コア/12MB)	PYBCP57EH	1
	メモリ-8GB(8GB 2666 UDIMM)	PYBME08UF	2
	ベイ追加オプション(3.5インチストレージ)	PYBBA34S1	1
	内蔵3.5インチケージ付きSAS HDD-300GB(15krpm)	PYBTH305D3	1
	内蔵データカードリッジドライブユニット	PYBRD111	1
	内蔵DVD-ROMユニット	PYBDV103	1
	SASアレイコントローラカード	PYBSR3FA	1
	リモートマネジメントコントローラアップグレード	PYBRMC41	1
	電源ユニット(450W)	PYBPU453	1
	OADGキーボード (109キー/USB)	PYBKBUT1	1
	ServerView Suite DVD(Tools) & ドキュメント	PYBSVT1	1
	17型 液晶ディスプレイ(スタンダードモデル)	VL-17ESE	1
	高機能無停電電源装置(Smart-UPS SMT 1500J)	PY-UPAT152	1
利用者 解放端末	ESPRIMO D6011/G ※キーボードあり	FMVD5200B	1
	CPU Core(TM)i3-10105	FMCPRCOVK	1
	17型 液晶ディスプレイ(タッチパネル搭載)	VL-17CST	1
	リカバリドライブディスク+WinDVDディスク追加	FMCRDD1N1	1
業務端末	LIFEBOOK A5511/G	FMVA86001	1
	内蔵DVD-ROMドライブユニット追加	FMCBAY0AJ	1
	バーコードタッチリーダ(USB)	FMV-BCR215	1
窓口用 端末	ESPRIMO K5010/E フロントドライブ※キーボードあり	FMVK1101G	2
	CPU Core(TM)i5-0500T	FMCPRCOPR	2
	リカバリドライブディスク+WinDVDディスク追加	FMCRDD1LW	2
	バーコードタッチリーダ(USB)	FMV-BCR215	2
プリンタ 関連一式	TSP743 II U-24J1 JP サーマルレシートプリンタ/USB接続	TSP743 II U-24J1JP	2
	A3モノクロページプリンタ Printia LASER	XL-9450E	1
	拡張給紙ユニット	XL-EF55MJ	1

総合運動施設緑地(樹木等)管理業務委託 仕様書

1. 事業名 総合運動施設緑地(樹木等)管理業務委託

2. 施工場所 小山町阿多野地内 小山町総合運動施設
ふる里の川・多目的広場・小山球場・駐車場・施設内土手

3. 仕様 管理委託内容 (※対象は小山町総合運動施設内の樹木等)

業務名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
消毒		○										
ワキ・ヨリ他低木刈込		○										
生垣剪定刈込								○				
樹木下除草剤散布		○										
サキ・ツツジ 剪定刈込			○						○			
手取り除草		○		○								
アヘリア・サキ・ツツジ 類 徒長枝剪定刈込				○								
施肥	○											

4. 使用薬剤

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) カルホス乳剤・ミクロテナポン水和材 | 1 式 |
| (2) パスタ液材 | 1 式 |
| (3) IB 化成肥料 10-10-10 | 1 式 |

総合運動施設緑地(芝生等)管理業務委託 仕様書

1. 事業名 総合運動施設緑地(芝生等)管理業務委託

2. 施工場所 小山町阿多野地内 小山町総合運動施設
ふる里の川・多目的広場・小山球場・駐車場・弓道場・施設内土手

3. 仕様

管理委託内容

(1) 芝生・法面等管理

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①ふる里の川・多目的広場 | 刈り込み・片付け (年3回) |
| ②野球場・駐車場 | 刈り込み・片付け (年3回) |
| ③弓道場 | 刈り込み・片付け (年3回) |
| ④施設内土手 | 刈り込み・片付け (年3回) |
| ⑤付帯管理 | |
| ・手取り除草 | (年3回・片付けを含む) |
| ・薬剤除草(発芽防止) | (年2回・薬剤一式を含む) |
| ・施肥 | (年1回・化成肥料一式を含む) |
| ・目土入れ | (年1回・砂10立方メートルを含む) |

4. 施工期間 4月1日 ～ 3月31日

運動施設周辺清掃業務委託仕様書

1. 事業名 生涯学習センター運動施設周辺清掃業務委託
2. 施工場所 小山町阿多野地内 総合運動施設周辺
3. 内 容 ①多目的広場・ふる里の川・小山球場外周・弓道場・小山道場周辺のゴミ拾い。
②多目的広場公衆便所・弓道場・小山道場の便所等の清掃。
③勤務時間 8時30分～12時30分の4時間とする。
4. 施工期間 4月1日～3月31日までの1年間・勤務日は、
月平均8日とし年間96日とする。勤務日は別に定める。

アリーナ照明操作盤設備保守点検業務委託 仕様書

1. 事業名 総合体育館 アリーナ照明操作盤設備保守点検業務委託

2. 施工場所 静岡県駿東郡小山町阿多野地内 小山町総合体育館

3. 仕様

ア 委託内容

MSEL-S保守点検業務委託内容

- ① 契約期間中はチェックリストに基づき機器・装置の保守点検を行い常に正常な機能を発揮できるよう調整を行う。
- ② 定期保守点検は年1回とする。(実施月は双方日程調整のうえ決定した月とする。)
- ③ 保守点検の他に故障その他必要のある場合は、委託者の申し出により早急に臨時整備を行う。
- ④ 定期保守点検に要する材料費は受託会社の負担とする。但し次に掲げる費用は委託者が負担し受託会社に支払う。
 - ・委託者の都合により行う工事又は、模様替えの為、設備の移設、改修を必要とするもの。
 - ・設備の破損又は老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で委託者が承知したものの。

イ 対象装置及び内容

点検機器 MSEL-S

ウ 作業内容

主操作盤

- ① 外観点検、清掃
- ② 端子部、接続部の増締め及びコネクター部点検
- ③ スイッチによる動作確認
- ④ 割付内容チェック
- ⑤ 各種電圧測定
- ⑥ 分電盤
- ⑦ リレー部、オン、オフ動作確認
- ⑧ 端子部、接続部の増締め

エ 保守点検業務実施報告

本仕様書に係る業務実施後は、報告書を速やかに委託者に報告すること。

4. 施工期間 4月1日 ～ 3月31日

総合体育館ファン（送風機）ユニット保守点検業務委託 仕様書

1. 事業名 総合体育館ファン（送風機）ユニット保守点検業務委託
2. 施工場所 小山町阿多野地内 小山町総合体育館（送風機）
3. 仕様

ア 機種

ダンレイ ファンユニット DFU-320 2基

イ 目的

年1回の保守点検を実施し、機器の機能保持を行う。

ウ 点検の内容

下記メンテナンス基準表に基づく。

エ その他

- ①点検日は双方協議のうえ決定し、点検後は速やかに点検結果報告書を提出するものとする。
- ②点検に必要な消耗品及び点検の不備に基づくと判断される故障については、受託会社が負担し、設備の破損もしくは老朽化による、機器の取替の必要を委託者が認めた場合の費用は、委託者の負担とする。

4. 施工期間 4月1日 ～ 3月31日

メンテナンス基準表

1 送風機用電動機の点検

- ① 運転電流値・電圧・絶縁抵抗を測定し、端子部の緩みを点検する。
- ② 送風機を運転し、電動機の異常音・異常振動・温度上昇の状態を点検する。
- ③ 電動機固定のボルト・ナットの緩みなどを点検し、必要に応じ増締めする。

2 送風機の点検

- ① 送風機を運転し、軸受部の異常音・異常振動の状態を点検する。
- ② 給油できる構造の軸受けには給油する。
- ③ 軸とファンロータ・軸受・プーリに緩みがないか点検する。
- ④ ファンロータの摩耗・腐食・錆・変形の有無を目視点検する。
- ⑤ Vベルトの摩耗・損傷の有無を点検する。
- ⑥ Vベルトの張りを点検し、調整する。
- ⑦ VプーリのV溝の摩耗の状態を点検する。
- ⑧ 可変風量装置：D ANFLAPを備えているものは、その作動の状態を点検する。
- ⑨ 各部のボルトの緩みを点検し、必要に応じ増締めする。

3 エアーフィルター

- ① エアーフィルターの枠の変形、枠の錆の状態を点検する。
- ② ろ材の目詰まりの状態を点検し、洗浄する。

4 本体の点検

- ① 外板・内部フレームの塗装の損傷・劣化の状態を点検する。
- ② 断熱材の損傷・劣化の状態を点検する。
- ③ 点検扉の状態を点検する。
- ④ ボルト、ネジ等の緩みを点検し、増締めする。

5 防振装置の点検

- ① 防振材の状態を点検する。
- ② 接続キャンパスの状態を点検する。

小山町総合体育館体育機器保守点検業務委託 仕様書

1. 事業名 小山町総合体育館体育機器保守点検業務委託

2. 施工場所 小山町阿多野地内 小山町総合体育館

3. 仕様

ア 委託内容

- ① 契約期間中はチェックリストに基づき機器の点検整備を行い、常に正常な機能を発揮できるよう調整を行う。
- ② 契約期間中に1回の定期保守点検を行う。(実施月は双方日程調整のうえ決定した月とする。)
- ③ 保守点検の他に万一故障その他必要のある場合は委託者の申し出により早急に臨時整備を行う。
- ④ 定期保守点検に要する材料費は受託会社の負担とする。但し、次に掲げる費用は委託者が負担し、受託会社に支払う。
 - ・委託者の都合により行う工事又は模様替えの設備の移設、或いは改修を必要とするもの。
 - ・設備の破損若しくは老朽化による機器の更新交換の必要を生じた場合で委託者が承認したもの。

イ 対象機器 (機種)

・バスケットゴール

4台

ウ 保守点検業務実施報告

本仕様書に係る業務実施後は、報告書を速やかに委託者に報告すること。

小山町総合体育館エアコン保守点検業務委託 仕様書

1. 事業名 小山町総合体育館エアコン保守点検業務委託

2. 施工場所 小山町阿多野地内 小山町総合体育館

3. 仕様

ア エアコン保守点検業務の内容

- ① 契約期間中はチェックリストに基づき下記の対象装置の保守点検を行い常に正常な機能を發揮できるよう運転調整を行う。
- ② 保守点検は、契約期間中1階の定期保守を行う（実施日は双方日程調整の上決定する。）
- ③ 定期保守点検の他に万一故障その他必要のある場合は委託者の申し出により早急に臨時調整備を行う。
- ④ 点検中の受託会社の故意または重大な過失による故障の修理費は、受託会社の負担とする。
- ⑤ 定期保守点検に要する材料費は受託会社の負担とする。但し、次に掲げる費用は委託者が負担し、受託会社に支払う。
 - ・委託者の都合により行う工事又は模様替えの為、設備の移設、或いは改修を必要とするもの。
 - ・設備の破損若しくは老朽化による機器の更新交換の必要を生じた場合で委託者が承認したもの
- ⑥ 下記項目は委託契約外とする。
 - ・取扱不良又は、天災等に起因する故障修理
 - ・機器器具の塗装及び防熱保温の損傷補修
 - ・各機器のオーバーホール
 - ・空調機・水管・凝縮器等の薬品洗浄
 - ・保守点検の際、取替を必要とする部品及び工業薬品

イ 対象装置

〈装置〉	OAC-1	インバータマルチエアコン室外機	1基
		冷房能力	22.2KW
		暖房能力	24.8KW
		圧縮機	3.0 (INV) + 3.0 (定速)
		送風機	0.16KW×2
	OAC-1-1	2方向天井カセット形室内機	2台
		冷房能力	4.5KW
		暖房能力	5.0KW (1.6HP)
		送風機	0.085KW
	OAC-1-2	2方向天井カセット形室内機	2台
		冷房能力	4.5KW
		暖房能力	5.0KW (1.6HP)

	送風機	0.085KW	
OAC-1-3	2方向天井カセット形室内機		1台
	冷房能力	2.8KW	
	暖房能力	3.3KW (1.0HP)	
	送風機	0.085KW	
OAC-1-4	2方向天井カセット形室内機		2台
	冷房能力	3.5KW	
	暖房能力	4.2KW (1.25HP)	
	送風機	0.085KW	
OAC-1-5	2方向天井カセット形室内機		2台
	冷房能力	3.5KW	
	暖房能力	4.2KW (1.25HP)	
	送風機	0.085KW	

ウ 保守点検業務実施報告書

本仕様書に係る業務実施後は、報告書を速やかに委託者に提出すること。

4. 施工期間 4月1日 ～ 3月31日

スコアボード保守点検業務委託 仕様書

1. 事業名 スコアボード保守点検業務委託
2. 施工場所 小山町阿多野地内 小山球場
3. 仕様

ア 委託内容

- ① 契約期間中はチェックリストに基づき下記の対象装置の保守点検整備を行い常に正常な機能を発揮できるよう調整を行う。
- ② 保守点検は契約期間中1回の定期保守点検を行う。(実施については双方日程調整のうえ決定した日とする。)
- ③ 定期保守点検の他に万一故障その他必要のある場合は、委託者の申し出により早急に臨時整備を行う。
- ④ 定期保守点検に要する材料費は受託会社の負担とする。但し、次に掲げる費用は委託者が負担し、受託会社に支払う。
 - ・委託者の都合により行う工事又は模様替えの為、設備の移設、或は改修を必要とするもの。
 - ・設備の破損若しくは老朽化による機器の更新交換の必要を生じた場合で委託者が承認したもの。

イ 対象装置と点検内容

- (1) マグサイン表示ユニット
 - ① 電気回路絶縁抵抗測定
 - ② マグサインの反動動作の承認
 - ③ 電気接続用コネクタの接続部点検
 - ④ 内外観点検
- (2) ランプ表示ユニット
 - ① 電気回路絶縁抵抗測定
 - ② ランプの転倒確認
 - ③ 電気接続用端子台の接続部点検
 - ④ 内外観点検
- (3) 表示板(看板式ユニット)関係
 - ① 外観点検
- (4) 制御機
 - ① 電気回路絶縁抵抗測定
 - ② マグサイン駆動回路・ランプ点灯回路の動作確認
 - ③ 電源電圧・制御電圧の測定
 - ④ 電気接続用コネクタの接続部点検
 - ⑤ 電気接続用端子台の接続部点検
 - ⑥ 接続BOXとのインターホン通話テスト
 - ⑦ 内外観点検
- (5) 接続ボックス
 - ① 電気回路絶縁抵抗測定
 - ② 電源電圧の測定
 - ③ 電気接続用コネクタの接続部点検
 - ④ 電気接続用端子台の接続部点検
 - ⑤ 制御機とのインターホン通話テスト
 - ⑥ 内外観点検
- (6) 操作盤
 - ① 操作ボタンの機能確認
 - ② 電気接続用コネクタの接続部点検
 - ③ 内外観点検
- (7) 総合動作点検

実際の試合形式で取扱いを行い各機能の再確認をする。

ウ 保守点検業務実施報告

本仕様書に係る業務実施後は、報告書を速やかに委託者に提出すること。

小山町夜間照明施設電気設備保守点検業務委託 仕様書

1. 事業名 小山町夜間照明施設電気設備保守点検業務委託

2. 施工場所 小山町藤曲地内（小山中学校グラウンド）
小山町用沢地内（北郷中学校グラウンド）
小山町須走地内（須走小学校グラウンド）

3. 仕様

ア 業務内容

- ① 契約期間中は次に掲げる点検内容に基づき対象装置の保守点検を行い、常に正常な機能を発揮できるよう運転調整を行う。
 - (1) キュービクル二次側幹線負荷絶縁測定
 - (2) 各戸盤絶縁測定
 - (3) 盤内清掃及び増し締め
 - (4) タイマー調整
 - (5) 報告書提出
- ② 保守点検は、契約期間中に1回の定期保守点検を行う。実施日については、双方日程を確認、調整のうえ、決定する。
- ③ 定期保守点検の他に、万が一故障等で修繕の必要がある場合は、委託者の申し出により早急に臨時整備を行う。
- ④ 定期点検に要する材料費は、受託者の負担とする。ただし、次に掲げる費用は委託者が負担し、受託者に支払う。
 - ・委託者の都合により行う工事又は改修を必要とするもの。
 - ・設備の破損もしくは老朽化による機器の更新及び交換の必要を生じた場合で委託者が承認したもの。※点検中の受託会社の故意又は重大な過失による故障の修繕費は、受託会社の負担とする。

イ 対象装置

- | | |
|-----------------------|---------|
| ①北郷中学校グラウンド夜間照明施設電気設備 | A号柱～F号柱 |
| ②小山中学校グラウンド夜間照明施設電気設備 | 1号柱～8号柱 |
| ③須走小学校グラウンド夜間照明施設電気設備 | A号柱～F号柱 |

特殊建築物定期検査 仕様書

1 業務概要

建築基準法第12条による定期点検業務委託

2 履行場所

小山町総合文化会館・総合体育館

3 業務内容

対象施設について、以下の点検業務を行う。

- (1) 建築基準法第12条第2項に基づく建築点検（2年に1回）
- (2) 建築基準法第12条第4項に基づく設備点検
- (3) その他、非構造部材等様式に記載されている点検

4 点検対象

対象施設の敷地、建築外部、建築内部など全て

5 点検方法

- ・国土交通省住宅局建築指導課、財団法人日本建築防災協会監修「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」
- ・当該施設の主要設備機器の型式・仕様等の調査
- ・外壁全面の調査

6 点検結果の報告

報告期間は、当該施設の点検終了後2週間以内とする。但し、緊急性のあるものは適宜報告するものとする。

7 点検実施者

点検実施者は、当該点検事務に必要な次のいずれかの資格を有するものとする。

- ・1級建築士（全ての点検業務が可）、2級建築士（全ての点検業務が可）
- ・特殊建築物等調査資格者（建築物の敷地及び構造の点検に必要）
- ・建築設備検査資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）
- ・昇降機検査有資格者（昇降機の点検に必要）

8 その他

- ・点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- ・業務の実施に当たっては、既存設備または他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は、直ちに施設管理責任者に報告し、その指示に従い修復する。
- ・業務の実施に当り、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。
- ・本仕様書に定のない事項については、施設管理責任者と協議し、その指示に従うとともに、議事録を作成して提出する。